

福岡市における屋台と政治・行政（下） — その過去と現在 —

嶋 田 暁 文

はじめに

1. 屋台営業の基礎 — 屋台営業を行うために充足しなければならないとされてきた許可の基準および条件等
2. 屋台の魅力・効用と問題点
3. 福岡市の屋台をめぐる3度の危機
4. 福岡市屋台指導要綱の内容およびその運用と問題点の改善状況
5. さまざまな変革阻害メカニズムと求められていた「政治」の力

(以上 9月号)

(以下 本号)

6. 「屋台との共生のあり方研究会」の経過と提言
7. その後の福岡市による取り組みとルール遵守の現況
8. 新たな屋台ルールの主なポイントと若干の考察
— 「屋台基本条例」等を中心に

おわりに

<資料>

6. 「屋台との共生のあり方研究会」の経過と提言

6-1 メンバー構成と目的

福岡市は、2011（平成23）年7月19日、屋台ルールの見直しを担当する総務企画局企画調整部企画課長（通称、「屋台課長」）として、総務省出身の26歳（当時）、臼井智彦氏を起用する人事を発令した。臼井氏は、以後、プレイング・マネージャーとして、「共生のあり方研究会」の運営だけでなく、屋台基本条例制定に至るまでのルール見直しの中核的な役割を担うことになる。

「共生のあり方研究会」は、福岡県出身のジャーナリスト・鳥越俊太郎氏を会長に迎え、2011（平成23）年9月に発足した。他の構成メンバーは、大学教員、弁護士、ジャーナリスト、商業団体代表、地元団体代表、市民団体代表、福祉団体代表、屋台組合代表（組合長）などである。前回の「屋台問題研究会」との大きな違いは、第1に屋台関係者がメンバーに入っていること、第2に行政関係者がメンバーに入っていないことである。

おそらく、屋台関係者は、ルール遵守の不徹底の現状や理由等を説明するだけでなく、ルール自体の不合理性について現場の声を伝えることを期待されてメンバーに入ったのではないと思われる。というのも、前回の研究会には屋台関係者がメンバーとして入らなかったこともあり、遵守困難な事項がルール化されてしまったという声が屋台関係者の中に根強くあったからである。一方、行政がメンバーに入らなかったのは、第1に、高島市長が市としての方針を明確に示した以上、行政としてはその方向で動くというのが既定路線化したためであり、第2に、行政以外の多様な立場の人々同士で議論してもらうことが適切だと考えられたためであり、第3に、福岡市が屋台指導要綱等に基づいて適切な指導・監督を行ってきたかどうかを客観的に検証する場である以上、行政はメンバーに入らない方がよいと考えられたためではないと思われる。

こうしたメンバー構成の違いに見られるように、以前の屋台問題研究会と今回の「共生のあり方研究会」とでは、そもそも研究会の目的が大きく異なっている。屋台問題研究会は、福岡市として屋台を道路占用許可の対象とするかどうかが焦点であった。これに対し、「共生のあり方研究会」では、屋台に一定の「公益性」を認め、「原則一代限り」の見直しを行うかどうか焦点となった。すでに述べた通り、従前、屋台は、道路交通法の「当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを

得ないものであると認められるとき」という基準に基づき、「社会の慣習上やむを得ないものである」として「原則一代限り」で道路使用許可を与えられてきたものと考えられる。それゆえ「原則一代限り」を見直すとすれば、「社会慣習上」ではなく、「公益上」の位置付けを屋台に与える必要があったのである。

6-2 研究会での議論

しかし、屋台の「公益性」を議論するためには、その前提として、そもそも、①道路占用許可の対象になった後、屋台営業者自身が適正な営業を行ってきたのかどうか、また、②福岡市が屋台指導要綱等に基づいて適切な指導・監督を行ってきたのかどうか問われざるを得ない。こうした「検証」に当たって、事務局側からは、「基本的な視点」として、(A)屋台営業者の方が決まったルールをちゃんと守ってきたのか、(B)行政は違反に対して指導・処分を行ってきたのか、(C)現在のルールに見直すべきところはないかという三つの「基本的な視点」が示された（第2回会議。以下、「第〇回」とのみ示す。）。

しかし、既述のような違反実態がある以上、「検証」作業は、自ずと厳しい意見のオンパレードにつながることになる。「共生のあり方研究会」は、2011（平成23）年9月16日の第1回会議から2012（平成24）年4月3日の第7回会議まで行われたが、その議事録を読むと、屋台の「公益性」を認めるどころか、むしろ、厳しい意見と見直し論議に対する否定論が目立っている⁽³⁵⁾。

「僕は決して共生に反対だと言っているわけじゃないんです。問題があったから、平成7年ぐらいから10年にかけて、市を挙げて検証したんです。それが一つの問題提起になって、これをルールブックとして、屋台さんと地域とがお互いに守っていきこうやと。その中で、それは過去のことじゃなくて、現在もその指導要綱というのは生きているんですよ。同じ状況の中で経過しているにもかかわらず、今、それが守られていないということを提

(35) 民有地に屋台を集約し「屋台村」を作るべきだという意見も一部の委員から強く主張された（たとえば、第6回）。確かに、これによって、道路の使用許可や占用許可の問題、公園内行為許可の問題は生じないことになる。北海道帯広市の「北の屋台」やこれを真似た全国各地の「屋台村」はこの方式を採用している。しかし、この選択肢に対しては、「そういう作られた屋台村では、福岡市の屋台の魅力は失われてしまう」といった反対意見も根強い。「2011（平成23）年市民アンケート調査」によれば、「道路など公共の場にあった方がよい」という回答の割合は45.1%であり、「道路などの公共の場がない方がよい」という回答の割合は27%にとどまっている（参照、『屋台に対する意識調査報告書【市民】』）。

起しているだけで、それを精査しないと前に進めないということなんです」（第1回）、
「行政はこれまで何をしてきたのかなど。してきた、してきたとは言いながら、……本来は行政は主体の一つであるはずなのに、すごく第三者的にしかやっていないという気がします。」（第2回）といった具合である。

こうなると、行政も屋台関係者も、率直に謝罪・反省をし、今後改善していく旨を表明せざるを得なくなる。それが行われたのが第6回会議の場であった。

そこでは、まず行政側から、①「これまで、生活の糧としての屋台への対応という考えから、営業者、業界の自主性を尊重するという基本的なスタンスをとってきてしまったこと。市役所内の関係部局がそれぞれの所管業務の観点からばらばらに対応していたため、横断的・全庁的な対応をとってこなかったこと」、②「それを定期的に検証するというフォローアップを行ってこなかったこと」、③「指導要綱に基づく指導を行うのに十分な人員体制をとれなかったため、指導やチェックを十分に行うことができなかったこと」、④「市役所が住民と屋台営業者の間に入る形で調整を行ってきたことから、住民、屋台営業者、行政が直接共通の場で意見交換を行う機会がなかったこと」の4点に総括的な反省点が見出され、率直な反省の弁が表明された。そして、反省を踏まえ、①屋台の再配置、②屋台のルール遵守、③屋台の金銭的負担、④優良屋台制度・屋台に対する評価のそれぞれについて、課題と今後の施策の方向性が提示された（その内容については、再整理された上で提言書にまとめられている。）。

これを受ける形で、鳥越会長からは「今後は行政、屋台の営業者がここに述べられているような覚悟を持ってしっかり臨んでいくぞということを説明されたのだと私は受けとめました。これまで指導要綱などをつくりながら、それが無いがしろにされてきて、それと同じようなことが起こらないようにしっかり取り組んでいってほしいと思います。とりあえず、ここで私の口から改めて、屋台営業者の方と行政のほうに覚悟のほどを確認しておきたいんですけども。……（中略）……覚悟のほどはよろしいですか」と念押しがなされている。これに対して、三つの屋台組合の組合長と行政を代表する山崎一樹・副市長（当時）から覚悟表明がなされた。

これによって、どうにか屋台を残していく方向での提言へ道筋が見えてくるかに思われたものの、そう簡単には事は進まなかった。「基本的に今の延長線上での考え方では非常に難点がある、地域では受け入れがたいという意見があるということだけは理解していただきたいんです」、「例えば条例をつくったとして、実際にだれが責任をとるんですか。民有地だったら一代限りはなくなってもいいと思うんですけど、公有地でする場合、だ

れが最終責任を持つんですか。済みませんけれども、経済局の局長さんたちは2年ぐらいで転勤されますが、私たち地元の間はずっと住んでおります。鳥越さんも東京に帰られます。だれが責任を持つんですかとお尋ねしたいです」といった具合に、ルール見直しに対する否定論、とりわけ「原則一代限り」の見直しへの反対論がその後も相次いで表明されたからである（以上、第6回）。

にもかかわらず、最終的に屋台を残していく方向で提言書案がまとめられ、第7回会議（2012（平成24）年4月3日）で了承を得ることができたのは、高島市長の明確なメッセージが終始重みを持ったためである。たとえば、鳥越会長は、「この会のもともとの出発点は、高島市長が市長として市を率いていく立場から、屋台はそもそも福岡の一つの観光資源であったわけですけれども、今どんどん減少している。ほかの日本の各都市では屋台が姿を消してしまったんですけれども、このままだとなくなってしまうのではないか。博多でもなくなっていく可能性があるので、できれば自分が市長になったからには、屋台というものは福岡の観光資源として何とかして残したい。残す上で、さまざまな問題点や改善すべき点があるだろうから、そういうことも含めて、もちろん残していく意味も含めて議論をしていただくという前向きのご指示があり、この会ができたと思っています。だから、基本的にはできるだけ屋台は残していましょうよというコンセンサスがある程度あるんだと思うんですね。頭からだめだという話では、きっとないんだろうと思います」（第2回）というふうに、高島市長の思いにたびたび言及しながら、見直し否定論への牽制を行ったのである。また、山崎副市長（当時）からも、「……（屋台の—引用者註）プラス面を高く評価すべきではないかというのが、私ども市としてこの研究会を始めた大前提である」（第5回）との立場表明がなされた。

6-3 提言書の構成と主な内容

次に、以上の経過を経てまとめられた提言書『福岡のまちと共生する屋台へ』の内容を見ていくことにしよう。本提言書は、「はじめに」と「おわりに」を除き、「1. 屋台の現状」、「2. 屋台との共生に向けた基本的な考え方」、「3. 福岡のまちと共生する屋台の望ましいあり方」という三つのパートから構成されている。

まず、「1. 屋台の現状」では、「屋台の課題」として、①市民・地域住民の評価（課題面）（多くの市民が衛生面、悪臭、トイレや料金の不明瞭さ等に問題を感じている等）、②地域住民や周辺店舗の理解が得られていないこと、③未完了の施策があることが挙げら

れる一方で、「屋台の効用」として、(A)市民、観光客の評価（効用面）（福岡らしさや観光資源としての意義など）、(B)観光資源としての経済効果、(C)にぎわいや人々の交流の場の創出が挙げられている。

「2. 屋台との共生に向けた基本的な考え方」では、“課題を解消し、効用を活用していく”という基本的な観点が示され、その下で今後の屋台の望ましいあり方について、①「屋台営業者や行政に対する不信感の払拭」、②「観光資源としての屋台の活用」、③「公共空間における『都市の装置』としての自覚と責任」、④「福岡のまちと屋台との共生」という四つの「基本的な方向性」がまとめられている。

「3. 福岡のまちと共生する屋台の望ましいあり方」では、上記の「基本的な方向性」を受け、①「市民、地域住民、観光客に理解され、愛される屋台」、②「観光資源として福岡市をPRすることができる屋台」、③「『都市の装置』としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台」、④「福岡のまちと共生する持続可能な屋台」という四つの「将来像」が示され、それぞれについて、「実現のための取り組み方針」と「具体的な施策」が述べられている。以下、特に注目すべきポイントを指摘しておきたい。

第1に、「原則一代限り」の見直しを前提としつつも、「権利金等の問題が発生しないよう、現営業者が特定の者に継承することはできない」という考え方を維持した上で「公募制」を導入すべき旨が提唱されている点である。

第2に、条例制定について検討するとされた点である。福岡市における屋台の公益上の位置づけ、ルールさらなる明確化、ペナルティの設定などがその中身として想定されている。

第3に、地域住民、屋台営業者、行政による直接対話の場としての「地域との共生のあり方協議会」（仮称）の設置について提案されている点である。これまで対話の欠如が関係者間の相互不信を招いてきたとの反省に基づく提案である。

第4に、営業時間や屋台規格等についてのルール見直しの可能性が示唆されている点である。これは、“ルール自体が厳しすぎて遵守できない”という声への対応である。

第5に、「名義貸し」への対応が示されている点である。これは、建前と実態の乖離が生じているにもかかわらずそれを黙認してきたことや、建前の下で屋台の適正化を行ってきたことが施策の有効性の低下につながってきたことなどへの反省に基づく。

第6に、屋台組合の体制強化や統合に言及されている点である。この部分は、「共生のあり方研究会」第6回における宮本敬久委員提出資料がベースになっている。そこでは、「行政は、基準を満たしていれば移動飲食業の営業許可申請に『許可を出さない』と言う

ことはできませんし、食品衛生上の不備に対して行政処分もあまり厳しいことができないのが現状です。『屋台』との共生を考えると、行政の支援や指導、市民の理解も重要ですが、最も大事なものは、『屋台営業者』全員で組織された協会あるいは組合による自主的な管理だと思われます。現在の地区ごとの組合に任せないで、福岡市の屋台営業者全員で新たに組織した『福岡市屋台組合』に廃業勧告できるような強い権限を持たせ、自主的に厳しく違反者の指導監督を行うことが重要であると思います。屋台組合の再編と自主的な規範や罰則の整備、指導体制の強化が重要であると考えます」と述べられ、これに他の委員も賛同したのである。

第7に、行政の組織体制の構築、専門部署の設置など推進体制を構築することや、人員増員による体制強化、警察等との連携強化による指導の強化徹底、施策実施状況の定期的な検証など、施策を強力に推進していくことが表明されている点である。

以上のような提言書の内容はどの程度実現されたのであろうか。その後の福岡市の取り組みとそれに伴うルール遵守状況の変化について、章を改めてみていくことにしよう。

7. その後の福岡市による取り組みとルール遵守の現況

その後の福岡市の取り組みは、大きく分けて、①屋台基本条例を中心とする新しい屋台ルールの制定、②屋台営業の適正化のための取り組み、③「市民参加型夜の福岡観光魅力アップ事業」の実施に分けられる。①については次章で述べることとし、本章では、②およびそれによるルール遵守状況の変化と、③について論ずる。しかし、その前に、上記提言書を受けて設置された推進体制とその改編について触れておきたい。

7-1 屋台共生推進本部の設置および改編

福岡市は、2012（平成24）年4月3日の「共生のあり方研究会」による提言を受けて、同年4月26日に図1のような「屋台共生推進本部」を設置した。

図1 屋台共生推進本部（旧）の概要

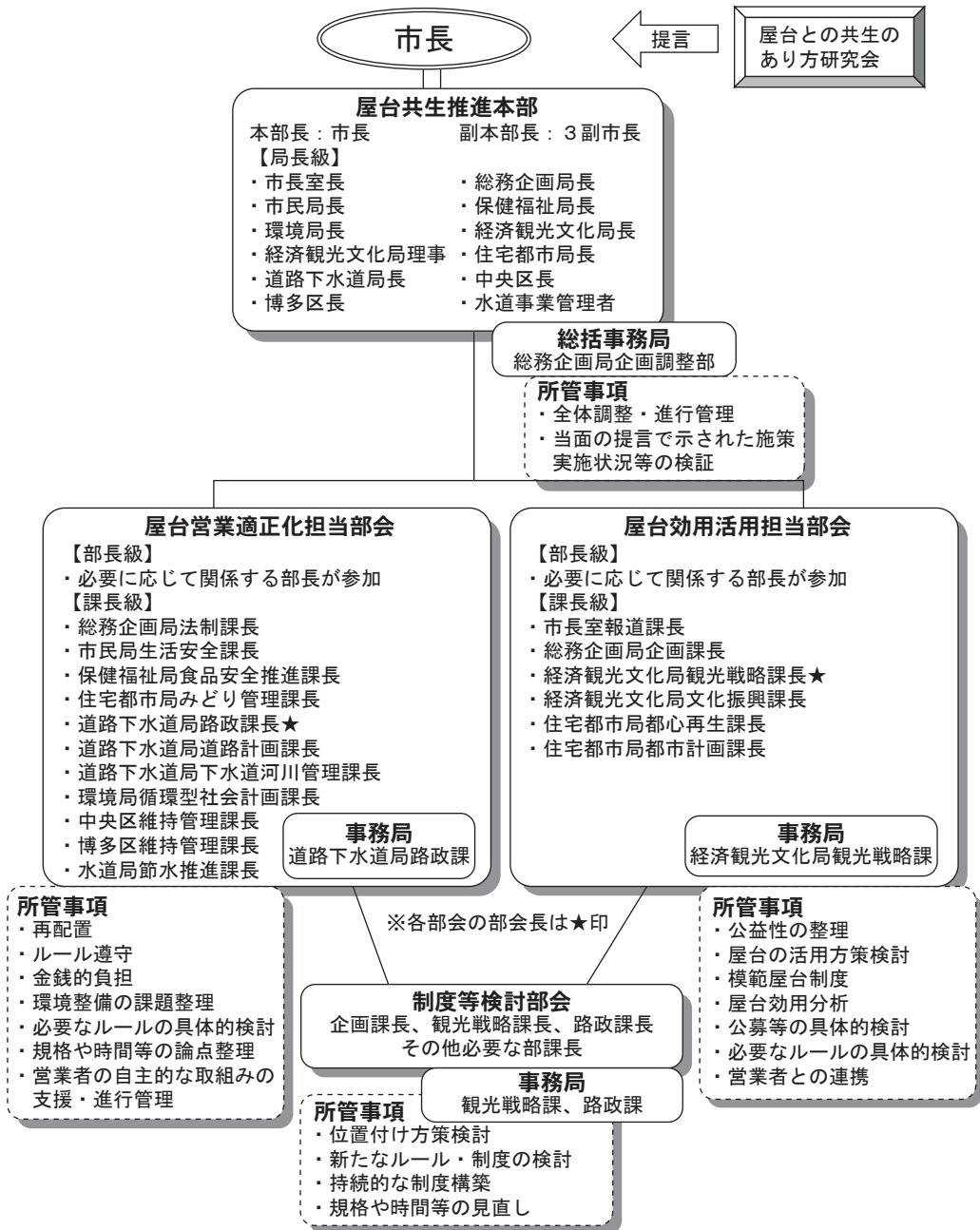
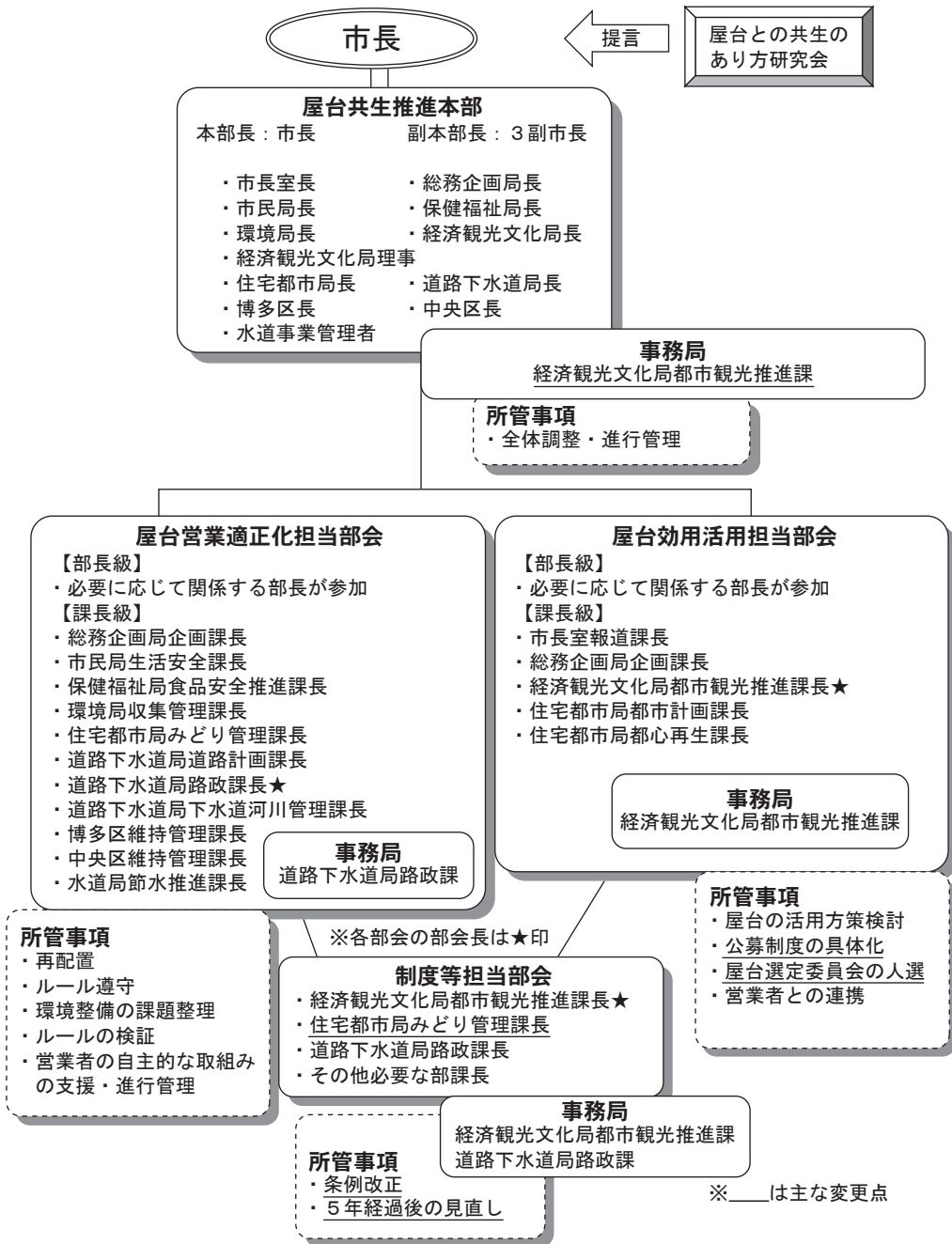


図1にあるように、市長を本部長とする「屋台共生推進本部」の下に、屋台営業適正化担当部会（事務局：道路下水道局路政課）、屋台効用活用担当部会（事務局：経済観光文化局観光戦略課）、制度等検討部会（事務局：観光戦略課、路政課）という三つの部会が置かれ、総務企画局企画調整部が総括事務局として全体のかじ取りをするという推進体制である。

なお、企画調整部が要となっているこの体制は、あくまで屋台基本条例等の制度設計を行うために構想されたものであり、屋台基本条例成立後の2013（平成25）年7月17日には、新たな推進体制に一新されている。その概要は図2の通りである。これを見れば分かるように、企画調整部に代わって経済観光文化局都市観光推進課（屋台基本条例の施行を見越して、2013（平成25）年1月に前身となる組織が設けられ、これが同年4月1日に都市観光推進課となった。）が推進体制の要に位置づけられている点が特徴である。これは、①企画調整部はその組織の性質上具体的な事業を所管するものではなく、全庁的な検討を経て条例という形で制度設計が行われた後は、それぞれの所管部局において推進されるべきものと考えられたこと、②条例の目的を踏まえ、将来的に屋台を観光等に積極的に活用をしていくという趣旨からして都市観光推進課が要となるべきと考えられたことによるようである。

図2 屋台共生推進本部（新）の概要



7-2 屋台営業の適正化のための取り組み

この間、最も精力的になされてきたのが、屋台営業の適正化のための取り組みである。

第1に、指導の強化徹底が図られた。具体的には、①指導・点検結果の点数化、②県警、国道事務所等と連携した合同指導体制の強化（定期化）、③博多区、中央区において、2012（平成24）年12月に屋台対策専任の係を新設し、専任の係長及び係員を配置したこと、並びに、屋台対策指導員を2013（平成25）年4月から8名に倍増したことである。①の点数化は、試行期間を経て、2012（平成24）年9月から本格実施された。点数表は次の表5および表6のとおりである。なお、ここでは示さないが、採点を行う際の具体的な基準表も別に作成されている。

表5 道路占用許可、公園内行為許可関係の点数表

【屋台名： 】【確認日： 月 日～ 月 日】（ ）点

採点項目	採点基準等	採点 (該当に○)	現地確認状況		指導内容、 特記事項等
			確認日時	確認者	
1 営業時間	18時以降 (公園16時以降)	10点	月 日 :		
	18時前 (公園16時前)	0点			
2 屋台及び器 材等の放置	放置なし	10点	月 日 :		
	放置あり	0点			
3 公共の場所 の汚損	汚損なし	10点	月 日 :		
	汚損あり (汚損防止措置あり)	5点			
	汚損あり	0点			
4 屋台の規格	規格内	10点	月 日 :		
	4.0m×2.5m内	5点			
	上記以外又は 屋台外営業	0点			
5 屋台外営業	なし	10点	月 日 :		
	あり	0点			
6 車両等の 放置	放置なし	10点	月 日 :		
	放置あり	0点			
7 汚水等の 処理	適正に処理	10点	月 日 :		
	上記以外	0点			
8 料金の明示	全て明示	10点	月 日 :		
	一部不明瞭	5点			
	上記以外	0点			
9 点字ブロッ クとの距離	0.6m以上	10点	月 日 :		
	0m以上0.6m未満	5点			
	上記以外	0点			
10 歩道の有効 幅員	2m以上	10点	月 日 :		
	1m以上2m未満	5点			
	1m未満	0点			

(メモ)

表6 食品衛生関係の点数表

施設名称 (屋号) _____

出店場所 _____

検査日: _____ 検査者: _____

遵守項目		配点	着目点・不備な点
1	取扱い食品 (食品衛生法第52条) (市措置基準特定事項) (屋台指導要綱)	取扱食品及び取扱条件以外の食品の提供をしない	
		15点	していない
		0点	している (なま物などの提供現認・店頭表示メニューでの確認)
2	食肉・魚介類の取扱い (市措置基準特定事項) (屋台指導要綱)	食肉類及び魚介類のさばきを屋台内で行わない	
		10点	行っていない
		0点	行っている
3	手洗設備 (県施設基準等)	消毒薬を備えた流水式手洗設備がある	
		10点	ある (手洗専用設備・シンク等・消毒薬・清潔なタオル等)
		5点	一部、不備
		0点	ない
4	手指の洗浄・消毒 (市措置基準共通事項)	手指の洗浄・消毒を十分に行っている	
		5点	十分行っている
		0点	十分行っていない
5	洗浄容器 (県施設基準等) (市措置基準共通事項)	十分な容量の洗浄用容器が2個以上ある	
		10点	十分な容量の洗浄用容器2個以上がある
		5点	一部、不適
		0点	十分な容量の洗浄用容器が1個以下
6	給水 (県施設基準等) (市措置基準共通事項)	飲用に適した水が相当量貯水できるフタ付きの衛生的な容器	
		5点	水道直結の給水栓がある
		5点	飲用に適した水が相当量貯水できるフタ付き容器がある
		2点	一部、不適
		0点	ない(フタがない・汚れている・その他)
7	冷蔵設備 (県施設基準等)	温度計を備えた衛生的な冷凍又は冷蔵庫設備がある	
		10点	電気式冷蔵庫又は氷・保冷剤による冷蔵設備 (温度計付)がある
		5点	一部、不備
		0点	温度計を備えた冷蔵設備がない
8	食品の適切な保管 (市措置基準共通事項) (屋台指導要綱)	食品の保管等の取扱いが適切である	
		5点	適切である
		2点	一部、不適
		0点	適切でない
9	廃棄物容器 (県施設基準等)	耐水性でフタ付きの廃棄物容器が備えてある	
		5点	備えてある
		2点	一部、不適
		0点	ない

遵守項目		配点	着目点・不備な点
10	調理器具・食器等の衛生管理 (市措置基準共通事項)	食器及び調理器具の洗浄、保管は適切に行っている	
		5点	適切である
		2点	一部、不適
		0点	適切でない
11	屋台外調理等の禁止 (市措置基準特定事項) (屋台指導要綱)	下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等を屋台外で行わない	
		10点	行っていない
		0点	行っている
12	掲示すべきもの (市条例第4条・6条) (屋台指導事項)	食品衛生責任者名・営業許可事項（シール）・ 生食提供禁止ステッカー	
		10点	すべて掲示している
		5点	一部掲示なし
		0点	すべて掲示なし
合 計			

指導事項

点数化の結果は、これまでのところ、地区ごとに集計され、2012（平成24）年10月、2013（平成25）年3月、同年8月に公表されている。

第2に、2012（平成24）年10月31日に公表された第1回目の点数結果を踏まえた個別面談形式による許可更新手続きが同年11月から実施された。

第3に、2012（平成24）年8月から9月にかけて、屋台組合等を通じた許可者外営業状況およびルール遵守等の営業実態調査が行われ、11月からの個別面談等において実態の精査および指導がなされた。営業実態調査の際の調査票は、次のとおりである。

表7 営業実態調査の調査票

屋台名		許可者 氏名	
			この調査票は許可者本人（民有地屋台については、保健所の営業許可を受けている人）がご記入ください。
<p>この調査票において、 「許可者」とは、道路占用許可又は公園内行為許可を受けて屋台を営業している者 「営業者」とは、実質的に屋台を営業している者（最も長い時間屋台にいて、営業に従事している者） 「従事者」とは、許可者又は営業者以外の屋台で営業に従事している者 をいう。</p>			
1 営業年数			
(1) あなた（道路占用許可又は公園内行為許可を受けて屋台営業をしている者）の営業開始時期 ア あなたが営業を始めた時期 昭和・平成____年____月頃 イ あなたが営業を始めた経緯（該当する数字に○、具体的内容等も記入） 1. 初代として営業している 2. 先代から引き継いだ（先代氏名____、あなたと先代との関係____） 3. その他（____） 【↓あなたが営業者でない（許可者と営業者が異なる）場合、(2)も記入】			
(2) 営業者の営業開始時期 ア 営業者氏名____（フルネームで） イ あなたが営業者に屋台営業をまかせた時期 昭和・平成____年____月頃 ウ あなたが営業者に屋台営業をまかせた理由（具体的に記入） _____			
2 営業の状況			
(1) あなたの勤務状況 ア 1日のあなたの勤務（あなたが屋台で営業に従事している）状況（該当する数字に○） 1. いつも従事 2. だいたい従事（7～8割程度） 3. 半分くらい従事 4. あまり従事していない（2～3割程度） 5. 従事していない ※ 「1. いつも従事」以外の場合、その理由（具体的に記入） _____			
イ 1か月のあなたの勤務（あなたが屋台で営業に従事している）状況（該当する数字に○） 1. 毎日従事 2. だいたい従事（7～8割程度） 3. 半分くらい従事 4. あまり従事していない（2～3割程度） 5. 従事していない ※ 「1. 毎日従事」以外の場合、その理由（具体的に記入） _____			
【↓あなたが営業者でない（許可者と営業者が異なる）場合、(2)も記入】			
(2) 営業者の勤務状況 ア 1日の営業者の勤務（営業者が屋台で営業に従事している）状況（該当する数字に○） 1. いつも従事 2. だいたい従事（7～8割程度） 3. 半分くらい従事 4. あまり従事していない（2～3割程度） 5. 従事していない ※ 「1. いつも従事」以外の場合、その理由（具体的に記入） _____			
イ 1か月の営業者の勤務（営業者が屋台で営業に従事している）状況（該当する数字に○） 1. 毎日従事 2. だいたい従事（7～8割程度） 3. 半分くらい従事			

4. あまり従事していない（2～3割程度） 5. 従事していない
 ※ 「1. 毎日従事」以外の場合、その理由（具体的に記入）

【↓あなた又は営業者以外に屋台で営業に従事している人がいる場合、(3)(4)も記入】

- (3) 従事者数____人（あなた又は営業者を除く）
 (4) 従事者氏名 _____（フルネームで記入）

3 営業時間等

- (1) 準備時間 ____時 ____分頃～ ____時 ____分頃
 (2) 営業時間 ____時 ____分頃～ ____時 ____分頃
 (3) 撤去時間 ____時 ____分頃～ ____時 ____分頃

4 屋台の規模等

- (1) 屋台の規模（器材等を除く）約____m×____m、（器材等を含む）約____m×____m
 ※ 屋台規格（3m×2.5m）が守られていない場合、その理由

- (2) 客の最大収容人数（屋台本体）____人

5 価格の表示（該当する数字に○）

1. 全て表示している 2. 一部表示していないものもある 3. 表示していない
 ※ 「2. 一部表示していないものもある」の場合、表示していない内容とその理由
 「3. 表示していない」の場合、表示しない理由

6 屋台の運搬方法等（該当する数字に○、費用等を記入）

1. 自分で運搬 2. ひき屋に依頼（その費用 1か月・1日 _____円）
 ※ 屋台の駐車料金 1か月 _____円

7 水道水（該当する数字に○）

1. 営業場所に水栓がある 2. 営業場所の近くの水栓からひいている
 3. ポリタンク等に入れて持ってくる 4. その他（_____）

8 廃水の処理方法（該当する数字に○、複数回答可）

1. 排水口へ流す 2. ポリバケツ等に入れて持ち帰る 3. 業者が回収する
 4. 側溝又は道路等へ流す 5. その他（_____）

9 ゴミの処分方法（該当する数字に○、複数回答可）

1. ゴミ容器等に入れて持ち帰る 2. 業者が回収する
 3. 近くのゴミ捨て場所に廃棄する 4. その他（_____）

10 トイレの確保（該当する数字に○）

1. 公衆トイレがある 2. 了解を得ている店舗（コンビニ等）を紹介
 3. 店舗（コンビニ等）を紹介するが店舗の了解は得ていない 4. トイレがない

11 地域貢献（該当する数字に○）

1. している（地域の清掃活動に参加している等） 2. していない
 ※ 「1. している」の場合、具体的内容

12 意見・要望等（自由に記入）

【注意】 今後、この調査票により個別面談を予定していますので、事実を正確にご回答ください。

第4に、利用者への屋台ルール啓発として、『市政だより』（2012（平成24）年11月15日号）に「ご存じですか屋台のルール」と題した記事が掲載された。また、『市政だより』（2013（平成25）年8月15日号）には、「福岡のまちと共生する屋台を目指して『福岡市屋台基本条例』ができました」と題した記事が掲載され、新たな屋台ルールの簡単な紹介がなされている。

第5に、全屋台営業者向け説明会が2012（平成24）年10月1日に開催され、営業適正化に向けた市の本格的な取り組みが通告され、また、2013（平成25）年2月以降、計7回開催された屋台の地区別講習会において、条例制定の流れが説明され、屋台営業者からの意見聴取もなされた。さらに、その場で各組合における「営業適正化宣言」も発表された。また、屋台基本条例制定を受け、2013（平成25）年7月8日には、その内容等の説明を行う臨時説明会も開催された。

この他、屋台組合でも、2012（平成24）年9月21日に食品衛生指導員を3名増員し自主管理体制を強化している。

7-3 ルール遵守の現況

以上のような適正化のための活発な活動は、“まずはルールをきちんと遵守しましょう。「ルールの見直し」はその後でしょ”という声に応えんとするがためのものであった。では、その後、ルール遵守の現況は、どのようになっているのであろうか。

この点、既述の通り、まず、2012（平成24）年10月31日、「屋台営業ルールが守られているかどうか」に関して、調査の上で点数化した第1回目の結果公表がなされた⁽³⁶⁾。調査は、2012（平成24）年9月から10月にかけて、全152軒のうち休業中などを除く121軒について、市の職員や保健所職員による抜き打ちで行われた。上掲の表5および表6の点数表等に基づいて、道路占用許可・公園内行為許可関係10項目、食品衛生関係12項目についての遵守状況がチェックされ、各100点ずつの計200点満点（歩道の有効幅員等が当初から確保できていない再配置対象屋台や公園内屋台については180点満点）で点数化された。

結果は、平均126.5点（道路占用許可・公園内行為許可関係62.7点（実施軒数121軒）、食品衛生関係63.7点（実施軒数119軒）と、ルールが十分守られていないことを示すものであった。

(36) 「点数結果（平成24年10月公表分）の公表について」
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/36035/1/kekka.pdf>)

道路占用許可・公園内行為許可関係の項目のうち、全般に点数が低かったのは「屋台の規格」（3m×2.5m）であり、10点満点で平均0.5点であった。また、「営業時間」も10点満点で平均1.4点であり、「汚水等の処理」も10点満点で平均3.4点と低かった。一方、食品衛生関係の項目について見てみると、「手指の洗浄・消毒」が5点満点で平均0点（励行していたのは、わずか1軒のみ）、「手洗設備」が10点満点で平均1.4点と低かった。

地区別にみると、最も遵守率が低かったのは中央区の長浜地区（13軒）であり、「汚水等の処理」、「屋台の規格」、「営業時間」が0点、「公共の場所の汚損」も0.8点で、平均点は84.8点だった。これは博多区の須崎地区（6軒）の94.2点、清流公園地区の100.3点と並んで突出している。これらの地区には、道路占用許可・公園内行為許可関係の項目9・10が採点から除外される再配置対象屋台や公園内屋台、すなわち180点満点で採点される屋台が含まれているが、他はほとんどの地区が125点以上をマークしていることに鑑みると、仮にその除外項目で満点を取ったとしても他の地区よりも10～20点ほど劣ることになる。一方、最も平均点が高かったのは、中央区の天神東地区（15軒）で138.0点だった。

以上の結果を受けて、福岡市は、「点数結果から見えてきた三つのこと」として、次の3点を挙げている。第1に、「これまで指摘されてきた『屋台及び器材等の放置』、『公共の場所の汚損』、『手洗設備』をはじめとするルールが十分守られていないことが、改めて客観的数値として明らかになったこと」、第2に、「長浜地区や清流公園地区のように点数が特に低い地区があるなど、地区ごとに課題や特性があること」、第3に、「『屋台の規格』や『汚水等の処理』など、営業者の努力だけでは改善が難しい項目なども考えられること」である。このうち、第3の点は、屋台基本条例制定に際して考慮されることになる。

その後、2013（平成25）年3月29日には、第2回目の点数結果（2013（平成25）年1～3月採点実施）が公表された⁽³⁷⁾。詳細は省くが、平均点は、200点（一部180点）満点で138.0点（道路占用許可・公園内行為許可関係65.2点（実施軒数114軒）、食品衛生関係72.8点（実施軒数121軒））と、第1回目の点数結果よりも11.5点上した。地区によってはかなりの改善が見られる地区も存在するものの、「『公共の場所の汚損』、『車両等の放置』、『調理器具・食器等の衛生管理』、『屋台外調理等の禁止』などについて改善

(37) 「点数結果（平成25年3月公表分）の公表について」

(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/36035/1/tensuuekkasangatu.pdf>)

が見られない、場合によっては点数が下がっているなど、いまだにルール遵守が十分になされているとは言えない状況」であると総括されている。

第3回目の点数結果（2013（平成25）年8月採点実施）の公表は、2013（平成25）年8月29日になされた⁽³⁸⁾。詳細は省くが、全109軒の平均点は、200点（一部180点）満点で140.7点（道路占用許可・公園内行為許可関係71.0点（実施軒数109軒）、食品衛生関係69.8点（実施軒数111軒））であった。前回からの伸び幅は2.7点にとどまったものの、多くの地区において第1回目の合計平均点数より20点程度上がったことから、「着実に営業者の屋台営業ルール遵守意識は向上している状況」との評価がなされている。

後述の通り、次回からは、屋台基本条例18条1項に基づき、“個別屋台ごとの公表”が行われることになっている。

7-4 「市民参加型夜の福岡観光魅力アップ事業」の実施

一方、「屋台の効用・活用」の面での取り組みは、(イ)屋台の観光資源としての効用分析や活用方策の検討、(ロ)模範屋台制度や公募制度についての有識者へのヒアリング、(ハ)新たな仕組み（公募等）に関する論点整理などが行われてきたものの、これらについては今のところ検討レベルにとどまっている。

その中で唯一動き始めたのが、「市民参加型夜の福岡観光魅力アップ事業」である。当該事業は、福岡市共働事業提案制度（2012（平成24）年度審査）において採択されたNPO法人「アイデア・九州アジア」による提案事業を元にしており、現在、福岡市経済観光文化局都市観光推進課と「アイデア・九州アジア」で組織された「福岡市夜の観光魅力強化実行委員会」によって実行に移されているところである。

「福岡市への宿泊者の増加や地域経済への波及を目的に、来街者に対し、屋台を中心とした福岡市内の夜の観光資源の充実を図る」ことを趣旨とした当該事業は、屋台営業者と連携し「福岡屋台おもてなしプロジェクト」を設立し、屋台事業者が主体的に意識啓発と屋台のイメージアップに取り組む仕組みを作るなど、屋台に直接関連した内容を含んでいる。

「福岡屋台おもてなしプロジェクト」のワークショップは、2013（平成25）年8月19日から計4回行われ、屋台営業者9名と有識者4名が参加した。同年9月17日に行われた、

(38) 「点数結果（平成25年8月公表分）の公表について」
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/36035/1/ten.pdf>)

同プロジェクトの最終会合では、①地域に愛される屋台を目指す、②営業時間を守る、③屋台外で営業しないなど5項目からなる「福岡おもてなし屋台宣言」への参加を市内の屋台に呼び掛けることが決まった。「宣言屋台」には、掲示物を配布し、屋台に掲げてもらうという。また、「宣言屋台」を紹介するホームページを来春までに開設し、優良店舗を積極的に取り上げることも確認されたようである（「『おもてなし精神』屋台で共有 福岡市 営業時間順守など5項目を『宣言』」『西日本新聞』朝刊、2013年9月18日）。

8. 新たな屋台ルールの主なポイントと若干の考察 — 「屋台基本条例」等を中心に

8-1 新たな屋台ルールの構成

2013（平成25）年9月1日、福岡市は、新たな屋台ルールへと移行した。

新たな屋台ルールの中で要の位置を占めるのが、屋台基本条例である。同条例案は、企画調整部が中心になって、道路下水道局等、関係部局と調整しながら立案された。パブリックコメント（期間：2013（平成25）年3月16日～4月15日）⁽³⁹⁾、3組合長連名での要望書提出（同年4月18日）⁽⁴⁰⁾を経て、福岡市議会6月定例会に提出され、同年6月28日、可決・成立した⁽⁴¹⁾。なお、福岡市は、随時、交通管理者である県警とも協議を行いながら、条例案の検討を進めたようである。

同年9月1日の同条例の施行（ただし、公募制に関連した規定を除く。）に合わせ、同日には、屋台基本条例施行規則、公園条例の一部改正規定、道路占用料徴収条例の一部改正規定も施行されている。これらが新たな屋台ルールを構成しているわけである。

このうち、道路占用料徴収条例の一部改正規定は、屋台営業に係る市道の占用料の額を

(39) 意見提出者は26名、意見数は86件であった。

(40) その要望内容は、(A)営業開始時間を早めて欲しい、(B)プロパンガスが置けるように屋台規格を見直して欲しい、(C)汚水処理施設を整備して欲しい、というものだったようである。

(41) 反対は共産党5名、無所属1名の計6名であった。議会議事録を見る限り、“屋台営業者の意見をもっと聞くべきであり、条例制定は時期尚早”などの意見が反対理由のようである。

値上げするという内容である⁽⁴²⁾。具体的には、市道の占用面積1㎡当たり月額2,500円、屋台1軒につき月額2万円とすることとされた。既述の通り、従前の占用料（月額5,600円）は、周辺の飲食店の賃料と比べて必ずしも安いとまでは言えないものであったが、（11軒の屋台が営業している）国道の占用料との平仄を合わせるということで値上げとなった。また、“一般の飲食業者の不公平感を是正すること”も値上げの狙いの一つのようなのである（『西日本新聞』朝刊、2013年6月14日）。なお、毎年度の市道占用料は、国道の場合と同じく、激変緩和措置がとられており、前年度の額に1.1倍をかけたものになる。したがって、実際に屋台営業者が支払う占用料が月額2万円になるのは、2026（平成38）年度のことである。

次に、公園条例の一部改正規定は、屋台を新たに公園占用許可の対象にするとともに（都市公園法6条1項、同条3項、7条7号、都市公園法施行令12条10号、福岡市公園条例17条の2、福岡市屋台基本条例16条）、当該屋台に係る占用料を定めることとするものである。なお、「公園内行為許可」は公園内で行為を行うことに対する許可であり、「公園占用許可」は公園内で物を置くことに対する許可（以下、両者を合わせて「公園占用等許可」と呼ぶ。）である。この度、新たに公園占用許可の対象とされたのは、①市道上の屋台が占用物件とされていることとの整合性を確保するため、並びに、②市道での屋台営業の占用料との平仄を合わせるためである。占用料は、占用面積1㎡当たり月額1,150円、屋台1軒につき月額9,200円とされ、これと従前からの使用料月額1万2,000円を足すと、ほぼ市道の占用料と同額となるわけである。なお、公園占用料についても激変緩和措置がとられており、こちらの方は、毎年度920円ずつ足し合わせていくという方法になっている。

以上の占用料値上げ等は新たな屋台ルールの周内容的内容にとどまる。そのメインの内容は、あくまで、屋台基本条例と屋台基本条例施行規則（以下、“条例”と表記した場合には前者を、“施行規則”と表記した場合は後者を指すものとし、二つをまとめて表現する場合には“「屋台基本条例」等”と表記することとする。）で定められている。そこで、節を改めて、その主なポイントについて述べることにしたい。

(42) 従前は、占用料を高く設定すると、「これだけのお金を払っているのだから自分たちの言うことも聞いて欲しい」といった具合に屋台営業者に「権利」意識が生じてしまうのではないかと、もしくは、屋台営業者の立場を強化してしまうのではないかと懸念が行政内部に存在していたようである。これが、従前、値上げが行われなかった理由の一つになっていたのかもしれない。

8-2 「屋台基本条例」等の主なポイント

屋台基本条例は、本則36条と附則11項からなる（巻末資料参照）。一方、屋台基本条例施行規則は、本則17条と附則3項からなる⁽⁴³⁾。その詳細は、実際の条文をご覧ください。ここで、ここでは、これらが規定する新たな屋台ルール of 主なポイント（①屋台を「公益性」の観点から位置づけ、それを前提として市の責務を規定している点、②ルールの厳格化と一部緩和を図っている点、③公募制導入を規定している点、④屋台組合を条例上位置づけている点、⑤見直し規定を設けている点）について見ていくことにしたい。

8-2-1 「公益性」の観点からの屋台の位置づけ

まず、屋台基本条例の最大の眼目は、従前、「社会慣習性」によって道路上での営業を認められてきた屋台を、新たに「公益性」の観点から位置づけ直すことであった。

これは、①「原則一代限り」を見直すとすれば、「社会慣習上」ではなく、「公益上」の位置づけを屋台に与える必要があったこと、②これまで福岡市が屋台営業者のルール違反に対して強く対処できなかった原因の一つは「社会慣習性」を道路占用許可の理由としてきた点にあったと考えられることから、“ルールを遵守する屋台にのみ「公益性」を認めるという仕組みにすること自体が、行政の義務履行確保能力を高める上で不可欠”と考えられたことによる。

屋台基本条例1条が、屋台について「福岡のまちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を有している」という評価を与えた上で、「今後も屋台の効用を高め、及び活用するとともに、その前提となる適正な屋台営業を確保することで安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図り、もって屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的とする」と規定し、2条が、「市民、地域住民及び観光客に理解され、愛される屋台」、「観光資源として福岡市を広報することができる屋台」、「まちににぎわいや人々の交流の場を創出する都市の装置としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台」の実現を目指すことを基本理念としているのは、「社会慣習性」を改め、「屋台の公益的側面」を前面に出すためである。

(43) 公募制の施行期日が未定であることもあり、今回の施行規則には、公募制に関する規定は入らなかった。これに関しては、公募制の施行に合わせて、追加的に規定されることになる。

①現・屋台営業者の「配偶者又は直系血族」のうち、条例施行日および申請の日（現営業者が死亡している場合にあつては、現・屋台営業者が死亡した日）において、主として屋台営業による収入により生計を維持している「屋台営業従事者」（その者が2人以上である場合は、そのうちの1人に限る。）に限って、引き続き占用許可を与えることとし、それ以外の場合は、たとえば、現・屋台営業者の子が承継すれば、その子（現・屋台営業者の孫）であっても、公募制において「屋台営業候補者」に決定されなければ営業できない仕組みとしたこと（条例9条）、②「公募屋台営業者」の場合には、占用許可の「通算期間」を「最長10年まで」とし、権利性が発生しないようにしたこと（条例27条）なども、そのための工夫である。

また、「屋台営業者等の責務」（条例5条）の中で、「利用者の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高めるよう努めなければならない」とか、「屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等地域への貢献に努めなければならない」と規定されたのも、同様の文脈で理解することができるだろう。

以上のような屋台の公益上の位置づけを前提として、環境の整備が市の責務の一つに位置づけられ（条例4条）、「市は、屋台の効用を高め、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、屋台営業者の応分の負担のもと、水道、下水道その他必要と認める屋台営業のための環境の整備を行うものとする」（条例32条）と規定されているわけである。

8-2-2 適正化をめぐるルール of 厳格化と一部緩和

第2のポイントは、屋台営業のルールに関して、従前よりも厳格化された面と緩和された面の両面があるという点である。

まず、厳格化された点は、以下の通りである。

第1に、屋台指導要綱にのみ規定されていた「屋台営業は、市道等許可占有者が、自ら行わなければならない」という本人営業に関する内容が、条例に明記されたことである（条例13条1項）。また、これを担保するため、「顔写真入り」の占用許可証（施行規則様式2号）を「屋台の見やすい場所」に掲示することが義務付けられている（条例12条2項、16条）。これらの規定が厳密に運用されれば、占用等許可の名義人であるオーナーとは別の人間が「店長」として実質的に屋台営業を行う「店長制」は認められないことになる。

第2に、①屋台営業者等が関係法令等の規定又はこれらの規定による許可に附した条

件に違反していると認める場合は、「違反行為の態様」、「違反の程度」、「過去の指導状況等」に応じて、口頭又は文書（注意書もしくは警告書）により指導し（条例17条）、②当該屋台営業者が半年以内に「警告書による指導」を2回受けた場合、「30日以内で市長が定める期間」（施行規則13条）、占用許可の効力を停止し（条例19条）、③停止の日から半年以内に、当該屋台営業者が再度「警告書による指導」を受けた場合には、占用許可の取り消しを行う（条例20条）としたことである。これは、道路占有許可の場合だけでなく、公園占用等許可の場合も同様である（条例24条）。

なお、いかなる場合に注意書や警告書により指導を行うかについては、屋台基本条例施行規則11条で規定されている。それを一覧にしたのが、次の表8である（これ以外の軽微な違反については口頭で指導がなされることになる。）。

第3に、すでに触れた通り、ルール遵守状況の点数結果について、「屋台営業者ごとに公表する」こととしたことである（条例18条1項）。公表を行う際には、「屋台営業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行う」ことになっている（同条2項）。

第4に、市道等占用許可の「更新」に際して、「現に受けている市道等占用許可の期間内」に、「関係法令等の規定又はこれらの規定による許可に附した条件」に違反したことにより、2回以上「警告書による指導」を受けたこと、又は道路使用許可の効力を停止されたことによって、占用許可の効力を停止されたにもかかわらず、是正のための措置を行わなかった者には許可を与えないとしたことである（条例10条1項）。公園占用等許可の「更新」の場合も同様である（条例16条）。これは、従前、許可の更新の際、過去の違反実績を考慮する形に必ずしもなっていなかったことへの反省に基づいており、ルール遵守を担保するための工夫である。

第5に、占用許可を受けずに屋台営業を行った場合、又は、屋台移転命令（条例22条）が出されても屋台営業者がそれに従わない場合には、屋台の除却命令を出すこととしたことである（条例23条）。

一方、緩和された点は、以下の通りである。

第1に、屋台の営業時間につき、「屋台及び器材の搬入及び搬出を含めて、午後5時から翌日の午前4時まで」に統一されたことである（施行規則7条2号）。従前、市道上での屋台営業は午後6時以降しか認められていなかったことから、市道上で屋台を営業している者にとって、これはルールの緩和を意味する。ただし、公園内での屋台営業の場合、従前は午後4時以降の営業が認められていたため、逆に厳しくなったことにな

表8 いかなる場合に注意書もしくは警告書による指導を行うのか

注意書（施行規則11条1項）	警告書（施行規則11条2項）
<ul style="list-style-type: none"> ・屋台の規格外に机（テーブル）又は客席を準備しているとき。 ・占有時間（午後5時から翌日午前4時）以外の時間に、占有場所等に器材を搬入し、又は放置しているとき。 ・屋台営業により占有場所等を汚損しているとき。 ・複数回口頭による指導を受けたにもかかわらず、是正のための措置を行わなかったとき。 ・以上の事項に類するものとして市長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・占有時間（午後5時から翌日午前4時）以外の時間に、占有場所等に屋台を搬入し、又は屋台営業の準備をし、若しくは屋台営業を行っているとき。 ・屋台の規格が、間口3m×奥行2.5mを超えているとき。 ・屋台の規格外に、机（テーブル）若しくは客席を設置し、又は屋台の規格外で利用者に対して飲食を提供しているとき。 ・屋台の規格を含む間口5m×奥行3mの範囲外に、器材を設置しているとき。 ・屋台又は器材を設置した後の歩道の有効幅員が2m以上確保されていないとき（公園における屋台営業の場合を除く。）。 ・視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている歩道において、設置した後の屋台又は器材が、当該ブロックから0.6m以上離れていないとき（公園における屋台営業の場合を除く。）。 ・屋台営業を開始した後も占有場所等に車両を放置しているとき。 ・占有時間（午後5時から翌日午前4時）以外の時間に、占有場所等に屋台又は車両を放置しているとき。 ・占有場所等に油脂分又は固形物を含む汚水を廃棄しているとき。 ・複数回注意書による指導を受けたにもかかわらず、是正のための措置を行わなかったとき。 ・以上の事項に類するものとして市長が必要と認めるとき。

る。

第2に、「間口3m×奥行き2.5m以内」という屋台の規格は維持しつつ（施行規則7条1号）、プロパンガス等必要な器材を「間口5m×奥行き3mの範囲内」（以下、「緩衝地帯」と呼ぶ。）で置いても良いことになったことである（施行規則7条3号）。この「緩衝地帯」は、占有料の対象面積には含めないこととされている。

これらは、「ルールが厳しすぎて守れない」との声に一定程度応える形でルール化された。要するに、“「守れるルール」にする代わりに、しっかり守ってもらう”というのが新たな屋台ルールの精神なのである。

なお、ルール遵守の前提となる屋台ルールの周知徹底を図るため、屋台基本条例では、

福岡市による「講習会」の開催と、屋台営業者等および屋台営業候補者の「講習会」受講の義務が規定されている（条例31条3項）。講習会は年に1回以上開催され（施行規則16条1項）、講習会受講者には「講習会受講証」が与えられる（同条2項）。そして、この「講習会受講証」の写しが占用許可申請時の必要書類とされることで（施行規則4条1項3号）、受講義務の履行を確保する仕組みになっている。

8-2-3 「公募制」の導入

今回の屋台基本条例の最大の目玉と言っても良いのが、「公募制」の導入である。具体的には、市長は、「まちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮することができる」と認めるときには、“場所”を指定して屋台営業希望者を公募できるとされた（条例25条）。“場所”としては、現に営業している屋台営業者が廃業した場合の跡地が念頭に置かれている。ただし、再配置対象屋台（＝屋台を設置した後の歩道の有効幅員が2m未満となる屋台、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている歩道において当該ブロックから0.6m未満となる屋台）の跡地は、公募対象から外されている（条例附則9項）。

規則で定める基準に基づき、当該公募に応募した者のうちから「屋台営業候補者」として適当と認める者の選定を行うのは、市長の附属機関である「福岡市屋台選定委員会」である（条例26条1項）。

屋台選定委員会は、（1）市民、（2）学識経験者、（3）市議会議員、（4）屋台営業者団体（屋台組合）の代表者から構成される（条例28条3項）。市長の附属機関、それも業者を選定する附属機関のメンバーに市議会議員が入っていることについて問題視する見方もあるかもしれない⁽⁴⁴⁾。しかし、ここでより注目しておくべきは、屋台組合の代表者がメンバーに入っている点である。その意味については、次の項で述べることにした

(44) 実際、この点は、2013（平成25）年6月議会（第3回定例会）の第1委員会において問題になった（2013（平成25）年6月26日）。すなわち、「本市において市議会議員が業者選定に関与するような附属機関はあるのか」という指摘がなされ、それに対し、「そのような例は把握していないが、屋台に関しては、議会からの意見、市民、屋台営業者団体の代表者の意見も踏まえて公募の場所、業者の選定を行う必要があると考えており、その後、市長が責任を持って決定するという手続きにしている」との答弁がなされた。これに対し、さらに「業者の選定に市議会議員が関与することには問題があるのではないか」という指摘がなされ、これに対して、「公募屋台の場所、業者の選定は公共空間の利用のあり方としての屋台をどうしていくかということであり、行政だけではなく、市民、学識経験者とともに市議会議員が入って将来像を検討することが必要と考えている」との答弁がなされている。

い。

市長は、選定された者のうちから「屋台営業候補者」を決定する（条例26条2項）。

屋台営業候補者として占用等許可を受けた者、すなわち、「公募屋台営業者」が受けることができる占用等許可の「通算期間」は「3年」が限度とされている。ただし、「通算期間」は、「2回」まで延長できる（条例27条1項）。

「通算期間」の延長は、「営業状況が良好で、屋台の効用を十分に発揮し、市の魅力を高めている者であって通算期間の延長を行うことが適当である」と、屋台選定委員会が認定したときに限って、市長が行う（同条3項）。公募屋台営業者は、毎回の更新のハードルを乗り越えた上で、こうした「通算期間」延長のハードルをも乗り越えなければならないのである。ルール遵守をさらに確実に担保するための工夫である。この仕組みが予定通り機能した暁には、ルール違反のリスクを冒す屋台営業者は皆無に等しくなることであろう。

延長は、1回目は「2年以内」、2回目は「5年以内」の期間とされていることから（同条4項）、既述の通り、公募屋台営業者が占用許可を受けることができる期間は「最長10年」ということになる。そのため、公募屋台営業者は、営業を始めて10年経った際には、①再度、公募に手を上げて、再び公募屋台営業者となって屋台営業を続けるか、②屋台営業を卒業して一般の飲食店を開業するか、③全く別の職種に就くか、④無職になるかのいずれかの道を選ばなければならない。仮に屋台選定委員会が②が望ましいという立場に立ったとすると、事実上①の可能性は低くなるように思われるが、実際の運用を見てみないと何とも言えないところである。

念のために述べておけば、以上はあくまで「公募屋台営業者」についての話であって、現・屋台営業者および「その配偶者又は直系血族のうち、主として現営業者が営む屋台営業による収入により生計を維持している屋台営業従事者」については、別扱いとなる。これらの人々については、毎回の更新のハードルをきちんと乗り越えることができれば、死ぬまで屋台営業を続けることができるのである。

本稿の冒頭でも言及したように、屋台基本条例は2013（平成25）年9月1日に施行されたものの、公募制に関連した諸規定については、同条例附則1項で“規則で定める日から施行する”とされ、今回制定された施行規則ではそれが定められなかったため、未施行のままとなっている。これは、公募制は“屋台の将来的存続”を意味するため、屋台存続に批判的な人々からは「まずはルール遵守が先。公募制の実施はルールがきちんと守られた後であるべき」との声が上がったためである。附則1項は、この声に一定の

配慮を示したもののなのである。

8-2-4 屋台組合の位置づけ

屋台基本条例上、屋台組合が位置づけられた点も注目に値する（条例29条）。すでに触れた通り、屋台組合をめぐるのは、「共生のあり方研究会」第6回において、①三つの屋台組合の統合、②廃業勧告できるような強い権限の組合への付与、③屋台営業者の屋台組合への加入義務づけ、④組合加入の占用許可条件化などが論じられていた。

そこで、今回の条例案の立案に際しても、それらの規定を設けることの可能性が探られたようであるが、それらをストレートに条文で規定することは、法律論的に難しかったようである⁽⁴⁵⁾。実際に屋台組合について設けられた規定を見ると、「屋台営業者により構成された団体（市長が指定するものに限る。以下『屋台営業者団体』という。）は、当該屋台営業者団体に加入する屋台営業者相互の協力により、屋台営業者等が関係法令等を遵守し適正な屋台営業を行い、及び市の施策に協力し屋台の効用を高めるよう努めなければならない」という努力義務規定（条例29条1項）と、「市長は、屋台営業者団体が、屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他公益に資する活動を行った場合は、当該活動について当該屋台営業者団体に加入する屋台営業者が行ったものとみなすことができる」という規定（同条2項）⁽⁴⁶⁾にとどまっている。

しかし、「共生のあり方研究会」での議論が条例に反映されなかったかという点、実は必ずしもそうではない。先に触れた、屋台選定委員会のメンバーに屋台組合の代表者が入るといふ制度設計こそ、研究会での議論を反映したものと考えられるのである。

“屋台選定委員会に屋台組合の代表者が参加し、彼らが公募屋台営業者の延長の可否等に一定の影響力を持つ”という制度設計によって、組合長等の屋台組合内での指導力が高まる効果や、組合未加入の屋台営業者に組合加入を促す効果が期待できるからである。

(45) 上記①～④それぞれの法律論上の問題点については、嶋田・前掲論文（脚注4）59頁で論じている。

(46) この29条2項の趣旨は、条例5条3項で「屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等地域への貢献に努めなければならない」と規定されている中で、今回新たに位置づけた「屋台営業者団体」の役割を強化するため、このような屋台営業者の責務を組織的にも果たしていくべきとの考え方を示す点にあるようである。しかし、そのような建前上の趣旨とは別に、上記条例5条3項が規定されたことによって“地域貢献活動をがんばっているのは、組合長等、一部の屋台営業者だけであって、ほとんどの屋台営業者は地域貢献活動などしていないではないか”といった批判が生じることを見越して、予め防衛線を張ろうとしているようにも見える。

もっとも、この制度設計による効果は、公募制がスタートしてからしか発揮されない。それゆえ、屋台組合が条例上位置づけられたことの当面の意味は、条例30条の「市長は、屋台営業者団体が行う屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他公益に資する活動について、必要な支援をすることができる」という規定に基づく「屋台営業者団体に対する支援」にあることになろう。

8-2-5 見直し規定

最後に注目しておきたいのが、条例附則11項の「市は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする」という規定である。

これは、屋台存続への反対意見に対する一定の配慮を示すものである⁽⁴⁷⁾と同時に、条例およびそれに関連した屋台施策を「持続的に動かす」ための仕掛けでもある。実際に条例見直しにまでつながるかどうかは別にして、少なくとも、この規定があることで、運用実績や効果等について検討がなされ、議会に対して検討結果が説明されることになるからである。行政側にとって、これは“運用をきちんと行なわなければならない”というプレッシャーとなる。

8-3 新しい屋台ルール of 施行とそれに対する屋台営業者の反応

福岡市は、屋台基本条例施行に合わせて、施行後1週間を「特別指導期間」とし、職員40人態勢で指導に臨んだ。ルール徹底のためには「最初が肝心」というわけである。

初日となった2013（平成25）年9月1日には、博多、中央両区の屋台30軒の巡回がなされ、「注意書」相当1件、「警告書」相当5件の違反が確認され、ちょうちんが屋台の範囲からはみ出して下げられていた店など数軒に対しては「口頭」での指導も行われた。

「注意書」相当1件の違反内容は「清掃不徹底（不十分、汚損）」であり、「警告書」相当の違反内容は、「規格違反（超過）＋営業時間中の車両放置」と「営業時間前の屋台搬入」がそれぞれ2件、「営業時間中の車両放置」が1件であった。翌2日は、これらの違

(47) 屋台基本条例に関するパブリックコメントに対する福岡市の回答の中では、「現行の『一代限り』のルールを厳守し、最終的に屋台をなくす（べき）」といった屋台存続への反対意見に応答する形で、見直し規定への言及がなされている。

反を行った屋台営業者に対し、「注意書」および「警告書」が出されている。

1週間の「特別指導期間」全体で見ると、131軒を対象に巡回指導が行われたが、「警告書」が出されたのは初日の5件のみで、「注意書」が出されたのは計4件（「清掃不徹底（不十分、汚損）」2件、「営業時間前の器材搬入」2件）であった。なお、「特別指導期間」終了後の9月16日にも「器材の設置基準超過」で1件の「警告書」が出されている（2013（平成25）年9月末段階）。

こうした新たな屋台ルールとその施行を受けた屋台営業者の反応は、一様でない。「条例自体は従来のルールと変わらず違反しなければ問題はない」と述べる者もいれば、「規則はあるべきだと思うが、実態に合っていない。皆苦しんでいる」と述べる者もいるのである（「屋台条例：初日は警告4、注意1 福岡市、施行で見回り」『毎日新聞（西部）』朝刊、2013年9月2日）。ただし、一連の報道を見る限り、不満に思っている屋台営業者の方が多数派のようである。

たとえば、これまでトタン板を屋根に乗せてひさしとして雨よけをしていたことについて、条例上の屋台規格を超えたと認められなくなったことへの不満を訴える屋台営業者は少なくない。ひさしの代わりにビニールシートで覆うなどしているようであるが、隙間から雨が入り、お客が濡れる等の問題が生じるという。また、「市は重箱の隅をつつくような口出しばかり。市長のパフォーマンスに利用されている気がする」などと不信感を表す者もいる（『毎日新聞（西部）』夕刊、2013年9月2日）。こうした声を受け、三つの屋台組合では、雨天時のひさし取り付けなど、例外を認めるよう、市に申し入れることも検討しているとのことであった（『西日本新聞』朝刊、2013年9月7日）。結局、不満の表出が功を奏したのであろうか。現在は、事実上、雨天のひさしについては例外的に認めるという運用になっている。

余談になるが、ルール遵守の徹底に伴い、一部の屋台では、営業のあり方に変化が見られるようである。具体的には、次のような事例である。従前から屋台周辺の路上にテーブルを出すことは禁じられていたが、今回のルール遵守の厳格化を受けて、9月以降その姿は見られなくなった。屋台関係者の中には「席が減った分、客の回転を上げないとやっていけない」ということで、客がラーメン等を食べ終わる前に「追加の注文は？」と聞き、追い立てるように会計を求めるような行動をとる者がいるという（『読売新聞（西部）』朝刊、2013年9月8日）。ルール違反によって確保していた客が減ったからといって、その分の売り上げを取り戻すために客にこのようなひどい態度をとるようでは、「福岡の屋台」として失格であろう。

8-4 新たな屋台ルールに関する若干の考察

以上を踏まえ、本節では、新たな屋台ルールに関して、若干の考察を行う。

8-4-1 屋台基本条例の条例論的考察

新しい屋台ルールのコアの部分が「条例」という形式で定められたことは、福岡市の屋台ルール・施策の正当性と対外的なアピール力を高めることにつながった。また、「要綱」と比した「条例」という形式の「重み」は、屋台営業者のルール遵守意識の向上だけでなく、福岡市職員の「自らの業務として、屋台の適正化および活用等をしっかり取り組まなければならない」という意識の向上にもつながっているように思われる。また、言うまでもなく、“行政の内部方針にとどまるため対外的強制力を伴わず、行政不服審査や訴訟に弱い、という「要綱」の弱点を、一定程度克服しうる”という意味でも、「条例」形式をとったことには意義がある。これらの意味で、今回の屋台基本条例の制定は、効果的であり、高く評価できる。

しかし、同条例は、条例論的に興味深い内容を備えており、「自治の地平」を切り拓こうとしている点でも評価に値するように思われる。

第1に、法律上、道路管理者および公園管理者に与えられていると思われる権限事項が、条例で定められている点である。たとえば、道路占用許可の条件を附す権限は道路管理者に与えられているように思われるし（道路法87条）、公園占用許可の条件を附す権限は公園管理者に与えられているように思われる（都市公園法8条）。それゆえ、果たしてこれらの条件を屋台基本条例で規定することが許されるか否かが問題になりうるのである。

おそらくこの点は、①いずれの条文も“必要な条件を附することができる”といった表現になっていることから、「確認規定」的な意味合いにとどまり、条例で定めることを排除するまでの趣旨では必ずしもない、②より開かれた討論が可能な議会で制定される条例の方が首長の定める規則や要綱等よりも民主的に見てより好ましい、③とりわけ、横出し基準を独自に定める場合には、条例こそが好ましい⁽⁴⁸⁾、といった解釈を前提にして「問題なし」とされたものと思われる。

(48) 北村喜宣『自治力の爽風』慈学社、2012年、47頁。

第2に、屋台基本条例が、法令上の基準等とは異なる独自の横出し基準を規定した上で、法令上の仕組みを用いるという「法律実施条例」（法律リンク条例、法律規定条例）になっている点である。たとえば、暴力団員や暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者は占有許可の申請を行うことができない（条例9条1号）とされ、また、公募制施行後は、現・屋台営業者等を除いて、公募制で選ばれた「屋台営業候補者」しか申請できない旨が規定されているが（同条2号）、暴力団排除や公募制は、道路法の世界とは全く無関係である。本条例が合法か違法かの判断は、論者によって分かれるだろう。

この点、筆者自身は、合法と考えたい。①独自の横出し基準が設けられているのは、自治事務に関してであること、②法令上の基準等では、地域ニーズに応じた自主的かつ総合的な行政対応が困難であること、③ルール遵守率を高めるための条例制定が必要であるにもかかわらず、並行条例（独立条例）⁽⁴⁹⁾のみで独自基準を規定しても、その義務履行確保が難しいこと、④占有許可については、「許可を与えることができる」（道路法33条1項、都市公園法7条）という規定になっており⁽⁵⁰⁾、許可に際しての裁量の幅が相対的に広い規定ぶりになっていること⁽⁵¹⁾、⑤憲法92条を具現化していると考えられる地方自治法1条の2および2条11項～13項で定められている役割分担原則、立法原則、解釈・運用原則からしても、以上のような解釈こそが分権時代にふさわしいことな

(49) 「並行条例」（独立条例）とは、要件・効果ともに法令とは独立のものとして設計されている条例を指す。たとえば、「並行条例」としての「まちづくり条例」等で法令よりも厳しい基準を設けたとしよう。“「まちづくり条例」等の基準には適合しないが、建築関連法令の基準には適合する”という内容の建築確認申請がなされた場合、これを法令上の仕組みで止めることはできない。つまり、建築基準法上の建築確認は出ることになる。「並行条例」によってそれをストップさせようとしても、「2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する」（地方自治法14条2項）にとどまるという点で、「並行条例」には、義務履行を確保する上での限界がある。

(50) これに対し、屋台基本条例9条は「次に掲げる基準のいずれにも適合するとき限り、市道等占有許可を与えるものとする」と規定されており、裁量をあえて限定する書きぶりになっている点が注目される。裁量を広く読める道路法とは異なり、基本条例では、許可の対象がかなり明確かつ限定的に書かれており、あまり裁量を働かせる余地がないことから、このような書きぶりになったようである。

(51) なお、道路法については、“道路とは「一般交通の用に供する」ものである”という道路法の基本理念との整合性をどう考えるかという疑問が残るが、すでに触れた通り、近年、我が国の警察庁や国土交通省が、道路を交通以外に活用するという方向性に対して比較的柔軟な姿勢を示すようになってきていることから明らかなように、上記基本理念はあくまで「原則」とどまると解すべきである。道路法が自治体条例による独自基準の付加可能性を全面的に排除しているとは考えにくい。

どがその理由である⁽⁵²⁾。

以上のように、屋台基本条例は、条例論上の限界に果敢に挑戦し、「自治の地平」を切り拓こうとするものであり、この点でも高く評価することができる⁽⁵³⁾。

8-4-2 今後の課題

条例論はこの辺にしておき、「今後の課題」に目を向けることにしよう。その主なものは、以下の5点である。

第1に、指導のあり方である。

ルールの遵守をさらに徹底するならば、指導体制をさらに強化する必要がある。というのも、一つには、屋台対策指導員による巡回指導は、午後10時頃までであり⁽⁵⁴⁾、翌日午前4時までの時間は「空白」となるからである。また、もう一つには、そもそも屋台対策指導員の数は博多区、中央区それぞれ4名ずつであり、時間内に巡回指導できる屋台数にも限界があり、屋台対策指導員の目を盗んで、ルール違反を行うことがしやすいからである。実際、「監視の目」を盗んでルール違反がなされることもあるようであり、真面目にルールを遵守している屋台営業者からは、それへの不平・不満の声が聞かれる。

そこで、福岡市でも、屋台対策指導員の深夜勤務も含めて、人員の拡充を検討課題の一つに挙げているようだが、「人件費の問題もあり難しい」というのが実情のようである（『西日本新聞』朝刊、2013年9月7日）。

もっとも、本気で上記のような不平・不満の声に応えようとするならば、屋台指導要綱で定められていた「屋台モニター」制度を復活させるもしくは類似の仕組みを新たに

(52) 斎藤誠『現代地方自治の法的基層』有斐閣、2012年、305頁、北村喜宣『自治体環境行政法（第6版）』第一法規、2012年、18-43頁、北村喜宣『分権政策法務と環境・景観行政』日本評論社、2008年、9-10頁などを参考にした。

(53) ところで、ここまで具体的な内容を定める「基本条例」は全国的に見ても極めて珍しい。しかし、立案・制定過程において、「他の名称の方がよいのではないか」といった議論はなかったようである。①福岡の屋台には、さまざまな側面があり、「適正化」や「効用活用」という言葉だけでは言い尽くせない部分があったこと、②規定は具体的であっても、その意味するところは、屋台営業や今後のあり方に関する基本的な事項を定めていること、③今回は、「屋台との共生のあり方研究会」において市民も含めた全市的な観点で検討しており、条例はその結実であることに鑑みて、「基本条例」という名称とした、とのことである。

(54) ただし、これはあくまで原則であり、中央区などでは、深夜（午後10時～午前0時）に巡回指導することもあるようである。

設けるという方策も考えられる。以前の「屋台モニター」制度は最初の2年間しか機能しなかったものの、「屋台モニター」に対する謝礼は年間1人当たり1万2,000円（月1人当たり1,000円）で、公募13名、推薦12名の計25名が任命されていたようである（「福岡市屋台モニター実施要領」）。仮に人数をもっと増やしたとしても、謝礼がこの程度の額にとどまるならば、自治体財政上の負担額はさほど大きくはならない。

しかし、問題は、すでに触れた通り、屋台営業者からは「指導が厳しすぎる」とか「杓子定規の対応で、融通が利かない」などといった不満も少なくないことである。指導をさらに強化した場合、「厳しすぎる」との屋台営業者の不満の声がより一層高まるであろう。

とはいえ、“柔軟に”対応するとなると、それを求める要求がエスカレートし、せっかく設けたルールが骨抜きになりかねない。まさに「あちらを立てればこちらが立たず」である。

もともと、深夜から早朝においては、歩道通行者等も少なくなると考えられることから、仮にルール違反がなされてもそれによる支障はあまり生じない可能性もある。

以上を総合的に勘案すると、“巡回指導する人数を若干増やすとともに、巡回時間を午前0時まで延長する”という程度の改善策が“落とし所”としては妥当なのかもしれない。

第2に、「店長制」の行方である。これは、目下、屋台関係者の最大の関心事になっている。

すでに触れた通り、従前の屋台指導要綱でも「名義貸し」は禁じられていたため、本来、このような営業形態が存在すること自体がおかしいとは言える。しかし、そもそも行政による営業実態の把握も十分ではなかったし、巡回時に名義人がいなくても、「店長」から“今日は、親方は、体調が悪くておやすみです”と言われてたり、名義人から“あれは自分が雇用している者であり、自分が体調が悪い日には任せている日もある”などと言われてしまえば、実質的には「名義貸し」であっても、それ以上踏み込むことは難しかった。

しかし、屋台基本条例で「屋台営業は、市道等許可占有者が、自ら行わなければならない」（条例13条1項）と明記されたことで、もしこれが厳格に運用されれば、今後は上記のような言い逃れはできなくなる。つまり、「店長制」はとりえなくなり、「店

長」は廃業を余儀なくされることになる⁽⁵⁵⁾。

それゆえ、“これではあまりにも厳しすぎる。多くの「店長」が路頭に迷ってしまう”、“そうした「店長」であっても、きちんとルールを守っているのであれば、営業を認めるべきではないか”、“オーナーを切って、店長を正式の屋台営業者と見なすようにできないか”といった意見が、屋台関係者から呈されているところである。

一口に「店長制」と言っても、その実態はさまざまである。名義人（オーナー）に月々20万円払っている「店長」もいれば、「40年前、先代から30万円で営業権を買った」という「店長」もいる（『西日本新聞』朝刊、2013年9月4日）。そこで、既述のように、2012（平成24）年8月から9月にかけて屋台組合等を通じた許可者外営業状況およびルール遵守等の営業実態調査が行われ、11月からの個別面談等において実態の精査等がなされたものの、自己申告であったこと、事情がさまざまであったこと等から、2013（平成25）年7月9日から個別面談を通じたさらなる実態把握が行われている（『西日本新聞』朝刊、2013年7月9日）。しかし、オーナー（名義人）と「店長」の言い分が異なるなど、事実認定自体が容易でないようである。

「店長」を路頭に迷わせるというのはあまりに酷である。事実認定が困難だとすると、そうした措置をとることはより一層困難になる。また、仮にそれを行った場合、生活保護など、別の形での負担が行政側に生じることにもなる。とすれば、“屋台ルールをきちんと遵守していることを前提条件として、何らかの例外的な措置により、今回のみ、「店長」を屋台営業者本人と見なす”とするしかないのではないだろうか。今後の成り行きが注目される。

第3に、公募制の選定基準のあり方である。

既述の通り、「公募制」は未施行のままであるが、施行に際しては、選定基準がどのようになるのかが気になるところである。

一つには、主として「屋台営業による収入により生計を維持している屋台営業従事者」であっても、現・屋台営業者の「配偶者又は直系血族」でなければ、公募によらざるを得ないとされているからである（条例9条）。現・屋台営業者の中には、自分が高齢化していく中で、“自分には跡取りがない。これまでずっとお店を手伝ってきてくれた姪や甥に後を継がせたい。それによって、大事に作り上げてきたお店の味や雰囲気

(55) そのため「店長」の中には、生活を維持するため、オーナーの養子になることを考えている者すらいるようである。

を継承して欲しい”と考えている者も少なくない⁽⁵⁶⁾。こうした意見をどう考えるかが一つのポイントである。

選考基準の中に「長年お店を手伝ってきた者を優先する」という趣旨の基準を設けるなどすれば、こうした声への対応はある程度可能になるのかもしれない。“昔から馴染みの屋台の風情や味が失われてしまうことは好ましくない。できるだけ伝統は残すべきだ”という考え方に立てば、そのような基準設定も肯定され得る。しかし、“公募制にするのであれば、そのようなゲタを履かせるようなことはすべきではない。あくまで公平な競争であるべきだ”という考え方に立てば、そのような規準設定は是認しえないことになろう。

もう一つには、大手居酒屋チェーンのような法人が参入してくる可能性をどう考えるかという問題もある⁽⁵⁷⁾。こうした法人が参入してくると、福岡の「屋台文化」が損なわれてしまうのではないかという危惧もある。また、価格競争が激化し、個人営業の屋台が淘汰されてしまうのではないかという懸念もある。もちろん、そうしたことは、屋台に限らず、一般の老舗飲食店にも言えるわけであり、“なぜ屋台の場合だけそのようなことを考慮しなければならないのか”という批判はありうる。

しかし、実はこの点に関しては、福岡市としての方針はすでに定まっているようであり、2013（平成25）年6月議会（第3回定例会）において、それが明らかにされている。すなわち、第1委員会において、「個人営業者の屋台がそれぞれ特性を有するなど、これまで個人の営業者により今の屋台の魅力が生まれてきたところもあると考えており、許可の対象から法人を除いている」との答弁が理事者側からなされているのである（2013（平成25）年6月26日）。こうした判断の背景には、上記答弁に示されている理由のほか、法人が公共空間を利用して、組織的に営利活動をすることは、屋台の歴史的経緯等から市民の理解を得にくいという認識もあったようである。

いずれにせよ、以上からも分かるように、公募制の実施に先だって求められる選定基準の設定に際しては、伝統・文化の喪失可能性、公平性の確保、淘汰可能性など、多様な価値・可能性を考慮に入れつつ、均衡点をどこに見出すか、難しい判断に迫られることになる。

(56) 嶋田暁文＝澤野繁春＝安野照秀＝米倉浩三＝八尋和郎＝白井智彦「（座談会）福岡市における屋台のこれまでとこれから～『持続可能な共生』のために～」『地方自治ふくおか』55号、2013年、21頁。

(57) 同上、22頁。

第4に、国道上で営業する屋台についての取り扱いである。

実は、福岡市の屋台146軒のうち、国体道路（国道202号）で営業する屋台が11軒存在する。このうち3軒は、屋台の一部が市道にはみ出す形で道路を占有していることから、国だけでなく、福岡市による占有許可対象にもなっている。しかし、残る8軒は、完全に国管理の国道にあるため、福岡市としては手が出せないのである。

当然ながら、これら8軒の屋台については、福岡市の新たな屋台ルールも適用されない。国道を管理する福岡国道事務所では、今なお、従前の福岡市の屋台指導要綱の内容にほぼ沿った「福岡国道事務所福岡屋台指導要綱」に基づいて指導等を行っている。そのため、市道上等で営業する屋台営業者からは、「自分たちだけが厳しく指導されるのはおかしい」という不満の声があがっているのである（『西日本新聞』朝刊、2013年9月19日）。

もちろん、屋台基本条例の制定に向けて、福岡市から福岡国道事務所の方には、逐次、情報が伝えられていた。にもかかわらず、歩調を合わせなかったことについて、筆者が2013（平成25）年9月19日に、国道事務所の担当者に電話ヒアリングしたところ、「どこまで歩調を合わせられるかは十分に検討してみなければ分からない。ただ、幹線である国道は市道等とは位置づけが異なる。それゆえ、その指導ルールが、屋台基本条例で定められている市道上のルールと全くイコールになるということにはならない」との回答であった。

実は、このような国道上屋台の問題は、以前から、福岡市当局には十分認識されていた。だからこそ、わざわざ屋台基本条例の中に「市長は、……一般国道のうち国土交通大臣が管理するものにおける屋台営業について、第1条の目的に沿った指導監督及び措置がなされるよう、国との連携に努めるものとする」（35条）という規定が設けられたのである。権限外である以上、福岡市としては、「国との連携」を模索するしかないのである。

しかし、福岡国道事務所が上記のような方針を維持する限り、どんなに連携を図ろうとも、屋台営業に関する占有許可の取り扱いの違いは解消し得ない。こうした状況を打破し、平等な扱いを実現するには、“当該8軒について、例外的に福岡市の屋台ルールを適用できるようにする”という趣旨の特区提案をするほかないのではないだろうか⁽⁵⁸⁾。

(58) “当該屋台営業者の同意を得て、国道上から市道上等に再配置する”という筋もないわけではないが、再配置を行うほどの必要性および合理性が認められるかどうかの問題であり、それこそ、“そこまでするのか”という消極論が呈されるに違いない。

“わずか8軒のためにそこまでするのか”という意見もあるかもしれないが、“「地域の特性に応じた規制を認める」という構造改革特区制度の趣旨にまさにマッチしているのではないか”との意見も成り立つ。是非一度検討してもらいたいものである。

第5に、地域住民、屋台営業者、行政による直接対話の場についてである。

これについては、すでに触れた通り、「共生のあり方研究会」の中で、“再配置に当たって、市が住民、屋台営業者それぞれから別々に意見を聞いており、直接対話がなされてこなかった”との反省に基づき、「地域との共生のあり方協議会」（仮称）として提言されていたところである。

しかし、今回の屋台基本条例では、その附則3項で「市長は、再配置措置を行うに当たっては、屋台を移転する場所又は現に屋台営業を行っている場所の地域住民、再配置措置を行おうとする再配置対象屋台営業者、屋台営業者団体その他の関係者の合意の形成に努めるものとする」と規定されるにとどまった。それゆえ、その合意形成のための場が今後どのように具体化されるのかが注目される。

端的に言えば、それが忌避意識の表明の場あるいは単なる言い合いの場になってしまわないかが懸念される。行政がコーディネーター的な役割を担うというのは、そうならないための仕掛けであろうが、建設的な議論の場にするためには、プラスアルファの創意工夫が必要だと思われる。

この点、まずは、屋台営業者による地域住民向け料理教室の開催だとか、地域イベントへの屋台営業者の参加などをきっかけとして地域住民と屋台営業者の交流を図り、互いの心の壁を低くするような関係づくりを行うことから始めるべきではないだろうか。その上で、（大人ばかりだと激しい意見の言い合いになったり、マイナスの意見ばかり出たりするので）中学生などを対話の場に巻き込んだり、ファシリテーションの専門家に司会進行等をお願いするなどの工夫を施すとよいのではないだろうか。

おわりに

以上、「福岡市における屋台と政治・行政」の「過去と現在」について、詳細に論じた。本稿の目的は三つあった。第1に、関連法令のほか、屋台指導要綱、屋台基本条例等をはじめとする福岡市の屋台施策・制度を詳細かつ体系的に紹介し、若干の検討を加えることである。第2に、屋台をめぐる歴史的プロセスを描き、その面白さを伝えることである。

第3に、政策実施研究にとって有益な知見を得ることである。

第1および第2の目的については、これまでの論述で十分に達せられていると考える。これに対し、第3の目的については、さまざまな知見が得られたものの、未だ十分な整理がなされていないため、ゴール目の地点にとどまっているように思われる。そこで、最後に、本稿で得られた政策実施研究についての知見を整理し、そのゴールのテープを切ることにしたい。なお、ここでは、「政策実施過程」を「プログラム形成過程+執行過程」としてとらえていることをお断りしておく⁽⁵⁹⁾。

まず、鳴り物入りで導入されたはずの「屋台指導要綱」に基づく屋台適正化のための行政活動は、必ずしも本気で行われていたとは言えず、それに乗じる形で、ルール違反の実態が横行していた。そして、そうした違反実態が、屋台ルールの見直し論議の提起を阻み、福岡市における屋台の自然消滅は「時間の問題」と思われていた。ある種の「デッドロック」に陥っていたと言い換えても良い。

こうした「デッドロック」状態を打破し、あるべき「有効な政策実施」を実現するには、次のような工夫が必要であった。

第1に、首長による問題提起と明確な方針の表明である。首長が明確な姿勢を示すことで、行政職員もその方向で動かざるを得なくなるし、また、本気にならざるを得なくなるのである。折に触れて首長がメッセージを出し続けることで、その効果は持続することになる。

第2に、「反省の場」を設け、反省と今後の覚悟を「外の目」にさらすことで、「何をしなければならないのか」を明確にさせ、「やらざるを得ない」状況を作り出すことである。言うまでもなく「共生のあり方研究会」がそのための場であった。

第3に、利害関係を持たず、かつ、制度設計の知恵を有する「外部人材」の活用である。この「外部人材」に該当するのが、総務省出身の臼井智彦氏であった。さまざまな利害が錯綜し、過去からの経緯もある中で、上記「反省の場」を執り仕切り、ルール見直しに取り組むことは、組織にしがらみのある人間には困難である。それができ、かつ、制度設計の知恵を有する外部人材の獲得は、屋台ルールの見直しにとって決定的な条件であった。

第4に、組織体制の整備としての「屋台共生推進本部」の設置である。「共生のあり方研究会」の場でも反省として述べられていたように、従前は、関係部局がそれぞれの所管業務の観点からのみ対応し、横断的・全庁的な対応がなされてこなかった。そこで、横断

(59) こうしたとらえ方については、嶋田・前掲論文（脚注3）「政策実施とプログラム」を参照いただきたい。

的・全庁的な対応を可能にするとともに、各部局の役割分担を明確にするため、「屋台共生推進本部」が設置されたわけである。ルールの見直しの場面と新ルール実施の場面とで、柔軟に組織体制を改編している点も注目される。

第5に、指導を行うための人員体制の充実である。屋台対策指導員の倍増（2013（平成25）年4月から8名に倍増）がそれである。これは、従前、屋台指導要綱に基づく指導やチェックを行うのに必要な人員が十分確保できていなかったことへの反省に基づくが、8-4-2で見たように、なお十分でない面がある。

第6に、屋台に「公益上の位置づけ」を与えることで、行政の義務履行確保能力の向上が図られた点である。これまで福岡市が屋台営業者のルール違反に対して強く対処できなかった原因の一つが「社会慣習性」を道路占用許可の理由としていたことにあった点に鑑み、ルールを遵守する屋台にのみ「公益性」を認めるという新たな仕組みとすることで、行政の義務履行確保能力の向上が図られたのである。

第7に、「遵守可能なルール化」である。そもそも「守れないルール」の場合には、ルール違反は生じて当たり前である。「守れないルール」の強制は、被規制者の遵法意識を低下させ、「守れる」部分の違反をも惹起する。その意味で、「遵守可能なルール化」は極めて大事であり、それを実現するには、被規制者の声に耳を傾ける必要がある。今回の事例では、それが行われ、営業時間等の見直しなどの「遵守可能なルール化」が行われた。

第8に、ルール遵守の実効性を担保するための制度的工夫である。たとえば、①占用許可の「更新」や「通算期間の延長」に際して、過去の違反実績を考慮としたこと、②「講習会受講証」を占用許可申請時の書類とすることで、受講義務の履行を確保していること、③屋台組合の代表を屋台選定委員会のメンバーに入れることで、組合長等の組合内指導力の向上や組合加入の促進を図っていることなどがそれである。

第9に、点数結果の定期的な公表による「見える化」やルールの条例化による「重みづけ」である。これらにより、屋台営業者のルール遵守意識が高まるだけでなく、“ルールの運用をきちんと行なわなければならない”という行政職員の意識も高まるのである。

第10に、条例で「見直し」規定を入れたことである。これによって、議会をかませる形での、定期的なフォローアップがなされることになる。

第11に、新たな屋台ルールの施行後1週間を「特別指導期間」と位置付けたことである。「特別指導期間」における大々的な指導の実施により、屋台営業者は、行政が本気であることを認識した。最初にそのような認識が被規制者側に形成されてしまえば、その後の行

政による指導・監督は容易になる。

以上のように、福岡市の屋台の適正化をめぐる取り組みは、「有効な政策実施」の実現にとって、多くの示唆を含んでいる⁽⁶⁰⁾。

本稿では、「福岡市における屋台と政治・行政」の「過去と現在」について論じたが、「これから」についても引き続き注視していくことにしたい。

(しまだ あきふみ 九州大学大学院法学研究院准教授)

キーワード：屋台／福岡市／原則一代限り／屋台指導要綱／
屋台との共生のあり方研究会／政策実施／屋台基本条例

【謝辞】本稿の執筆に際して、次の方々から貴重なお話をお聞かせいただきました。福岡市道路下水道局管理部路政課長・後藤広氏、同課管理係長・大賀正昭氏（2010（平成22）年4月13日）、福岡市保健福祉局生活衛生部食品安全推進課食品衛生係長・藤井美香氏（2010（平成22）年5月19日）、福岡市総務企画局企画調整部企画課長・臼井智彦氏（2012（平成24）年6月26日、2013（平成25）年8月28日）。記して心より感謝申し上げます。

*本論文は、科学研究費補助金・若手研究(B)「市民的公共性の公共空間への浸透条件に関する研究」（課題番号：22730116 研究代表者：嶋田暁文 研究期間：2010～2012年度）および科学研究費補助金・基盤研究(B)「公共サービス供給編制の多様性と自治のダイナミクスに関する研究」（課題番号：24330048 研究代表者：今村都南雄 研究期間：2012～2014年度）の成果の一部である。

【参考文献】（脚注で言及したものも含む。）

石丸紀興「都市における屋台の分布と屋台政策に関する研究 その1 いくつかの都市での屋台政策とその変遷に関して」『日本建築学会中国支部研究報告集』19巻、1995年。

石丸紀興「都市における屋台の分布と屋台政策に関する研究 その2 呉市と福岡市での政策比較」『日本建築学会大会学術講演梗概集（F-1、都市計画、建築経済・住宅問題）』1996年号。

石丸紀興「屋台政策の類型と今後のあり方に関する研究——呉市における事例を基本として」『日本建築学会中国支部研究報告集』27巻、2004年。

小幡純子「公物法制における道路法の位置づけと課題」『国際交通安全学会誌』35巻2号、2010年。

(60) もちろん、これらは、あくまで「福岡市」という特定の自治体の、「屋台」という特殊なトピックスに関する知見であり、ただちに「一般化」することはできない。「一般化」を目指して広く薄くデータを集めて分析することも大事である。しかし、実践的に有益な知見を得る上では、「一般化」を断念してでも、このように特定の事例を深く考察した方がより有効なのではないか、と筆者は考えている。

- 北原理雄「海外諸都市にみる公共空間活用」都市づくりパブリックデザインセンター編『公共空間の活用と賑わいまちづくり — オープンカフェ/朝市/屋台/イベント』学芸出版社、2007年。
- 北村喜宣『分権政策法務と環境・景観行政』日本評論社、2008年。
- 北村喜宣『自治力の爽風』慈学社、2012年。
- 北村喜宣『自治体環境行政法（第6版）』第一法規、2012年。
- 国土交通省道路局路政課道路利用調整室「道路占用Q&A 都市再生特別措置法の改正に伴う特例道路占用制度等について」『道路行政セミナー』2011年10月号。
- 斎藤誠『現代地方自治の法的基層』有斐閣、2012年。
- 坂本和昭『北の屋台繁盛記 — 北海道十勝の元気プロジェクト』メタ・ブレン、2005年。
- 佐々木はる「屋台の未来を求めて — 『仙台屋台の会』レポート」『FUKUOKA STYLE』Vol.6、1993年。
- シティ情報ふくおか編集部『屋台物語 — 福岡・博多の屋台体験ガイドブック』プランニング秀巧社、1991年。
- 嶋田暁文「政策実施とプログラム」大橋洋一編『政策実施』ミネルヴァ書房、2010年。
- 嶋田暁文「執行過程の諸相」大橋洋一編『政策実施』ミネルヴァ書房、2010年。
- 嶋田暁文「福岡市における屋台と行政 — その軌跡と課題・展望」『地方自治ふくおか』55号、2013年。
- 嶋田暁文＝澤野繁春＝安野照秀＝米倉浩三＝八尋和郎＝白井智彦「（座談会）福岡市における屋台のこれまでとこれから～『持続可能な共生』のために～」『地方自治ふくおか』55号、2013年。
- 出口敦「アジア的都市と屋台の魅力・活力・可能性」『FU [エフ・ユー]』創刊号、2004年。
- 出口敦「道路占用許可で適正な営業を誘導 — 福岡市・屋台」都市づくりパブリックデザインセンター編『公共空間の活用と賑わいまちづくり — オープンカフェ/朝市/屋台/イベント』学芸出版社、2007年。
- 内藤茂雄「『人間重視の道路創造』に向けて 国交省研究会の議論概略」『国際交通安全学会誌』35巻2号、2010年。
- 中原茂樹「道路占用許可および占用料をめぐる法的課題」『国際交通安全学会誌』35巻2号、2010年。
- 中村敬志「60年を振り返って」『創立60周年記念誌』福岡市移動飲食業組合、2009年。
- 西日本新聞社編『博学博多 ふくおか深発見』西日本新聞社、2007年。
- 野沢秀実「保健所政令市の視点から分権の効果と限界を考察する（上）～衛生行政の統合と健康危機管理対応型基礎自治体のすすめ～」『自治総研』2010年6月号。
- 福岡市『屋台に対する市民意識調査結果報告』1996年。
- 福岡市総合企画局「屋台に関する施策の取組状況について」（平成24年10月第1委員協議会報告資料）2012年。
- (<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/31407/1/20121015-kyougikai4-yatai-souki.pdf>)
- マーチ, J. G.＝サイモン, H. A.『オーガニゼーションズ』土屋守章訳、ダイヤモンド社、1977年。
- 三浦大介「道路による都市空間の創造および管理における法的課題」『国際交通安全学会誌』35巻2号、2010年。
- 三牧浩也＝大野慶子「公共空間利活用実践の手引き」都市づくりパブリックデザインセンター編『公共空間の活用と賑わいまちづくり — オープンカフェ/朝市/屋台/イベント』学芸出版社、2007年。
- 三好規正「道路行政の意思決定・執行方法における道路法の課題」『国際交通安全学会誌』35巻2号、2010年。

村上善男『仙台屋台誌』駒込書房、1980年。

村上善男「北の屋台、南の屋台」『FUKUOKA STYLE』Vol.6、1993年。

屋台問題研究会『屋台問題研究会報告』1998年。

八尋和郎「都市における屋台の機能とその変化」『九州経済調査月報』2008年6月号。

八尋和郎＝川副文彦「福岡市における屋台に関する市民意識の変化 — 過去のアンケート調査結果との比較を中心に」『九州経済調査月報』2009年7月号。

八尋和郎＝外井哲志＝梶田佳孝「都市における集客装置としての屋台の可能性」『日本都市学会年報』42号、2008年。

山下義昭「福岡市屋台指導要綱」『ジュリスト』1191号、2000年。

渡辺直「福岡市の屋台政策に関する研究」『2004年度日本建築学会関東支部研究報告集』2005年。

<資料>

福岡市屋台基本条例（平成25年福岡市条例第43号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 - 第2章 公共空間における屋台営業
 - 第1節 屋台営業に係る許可（第7条）
 - 第2節 市道等における屋台営業（第8条—第15条）
 - 第3節 公園における屋台営業（第16条）
 - 第3章 是正措置等
 - 第1節 指導及び公表（第17条・第18条）
 - 第2節 市道等における屋台に対する措置（第19条—第23条）
 - 第3節 公園における屋台に対する措置（第24条）
 - 第4章 屋台営業候補者の公募，決定等（第25条—第28条）
 - 第5章 屋台営業に関するその他の事項（第29条—第32条）
 - 第6章 雑則（第33条—第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋台が福岡のまちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を有していることを踏まえ、屋台の効用の活用及び屋台営業の適正化に関し、基本理念を定め、市、屋台営業者等及び利用者の責務を明らかにするとともに、公共空間における屋台営業に係る施策の基本的な事項を定めることにより、今後も屋台の効用を高め、及び活用するとともに、その前提となる適正な屋台営業を確保することで安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図り、もって屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的とする。

（基本理念）

第2条 屋台の効用の活用及び屋台営業の適正化は、市及び屋台営業者等（屋台営業者及び屋台営業従事者をいう。以下同じ。）が、相互に連携しつつ、それぞれの責務と役割を果たすことにより、次に掲げる屋台の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

- (1) 市民、地域住民及び観光客に理解され、愛される屋台
- (2) 観光資源として福岡市を広報することができる屋台
- (3) まちににぎわいや人々の交流の場を創出する都市の装置としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋台 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第4項に規定する軽車両に飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。次号において同じ。）のための設備を備え付けたものをいう。
- (2) 屋台営業 屋台を一定の時間一定の場所に設置して行う飲食店営業をいう。
- (3) 屋台営業者 屋台営業を営む者をいう。
- (4) 屋台営業従事者 屋台営業者以外の者であって屋台営業に従事するものをいう。
- (5) 市道等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路であって市が管理するものをいう。
- (6) 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園であって市が管理するものをいう。
- (7) 市道等占用許可 屋台営業を行うための道路法第32条第1項又は第3項の規定による市道等の占用の許可をいう。
- (8) 道路使用許可 屋台営業を行うための道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路の使用の許可をいう。
- (9) 公園占用等許可 屋台営業を行うための都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による公園の占用の許可及び福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）第4条第1項又は第3項の規定による公園における行為の許可をいう。
- (10) 飲食店営業許可 屋台営業を行うための食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可をいう。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、屋台の効用を高め、及び活用するために必要な施策のほか、屋台営業に関する法令、条例及び規則（以下「関係法令等」という。）が遵守されるよう、屋台営業者等の指導監督、屋台の適正な利用の促進、水道、下水道等の環境の整備その他屋台営業の適正化のために必要な施策を総合的に実施するものとする。

（屋台営業者等の責務）

第5条 屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、規則で定める屋台営業を行うに当たり遵守すべき事項をはじめ関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、屋台を利用する者（以下「利用者」という。）に対し安全で安心な飲食及びサービスを提供し、利用者の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高めるよう努めなければならない。
- 3 屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等地域への貢献に努めなければならない。

(利用者の責務)

- 第6条 利用者は、屋台営業が行われる場所の地域住民の生活環境に配慮して屋台を利用するよう努めなければならない。
- 2 利用者は、屋台営業の適正化に協力するよう努めなければならない。

第2章 公共空間における屋台営業

第1節 屋台営業に係る許可

- 第7条 市道等又は公園において屋台営業を営もうとする者は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める許可を受けなければならない。
- (1) 市道等 市道等占用許可、道路使用許可及び飲食店営業許可
- (2) 公園 公園占用等許可及び飲食店営業許可

第2節 市道等における屋台営業

(市道等占用許可の申請)

- 第8条 市道等占用許可を受けようとする者(次条第1項、第10条第1項及び第12条第1項において「申請者」という。)は、道路法第32条第2項に規定する申請書のほか規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(市道等占用許可の基準等)

- 第9条 市長は、申請者(次条第1項に規定する更新申請者を除く。以下この項において同じ。)の申請の内容が道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するときに限り、市道等占用許可を与えるものとする。

- (1) 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員
- イ 福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 申請者が、次のいずれかであること。
- ア この条例の施行の日において市道等占用許可を受けている屋台営業者(以下「現営業者」という。)の配偶者又は直系血族のうち、同日及び申請の日(現営業者が死亡している場合にあつては、現営業者が死亡した日。次号ウ(ア)において同じ。)において、主として現営業者が営む屋台営業による収入により生計を維持している屋台営業従事者(その者が2人以上である場合は、そのうちの1人に限る。)
- イ 第25条第1項に規定する屋台営業候補者
- (3) 市道等占用許可を受けようとする場所が、次のいずれにも適合すること。
- ア 屋台を設置した後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されること。
- イ 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている歩道にあつては、設置した後の屋台が当該ブロックから0.6メートル以上離れること。

ウ 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める場所であること。

(ア) 前号アに該当する者 現業者が申請の日に現に市道等占用許可を受けている場所

(イ) 前号イに該当する者 第25条第1項の規定により指定された場所

(4) 申請者（第2号アに該当する者（現業者が死亡している場合に限る。）又は同号イに該当する者に限る。）の申請が、規則で定める期間内になされていること。

2 市長は、前項の規定により市道等占用許可を与えようとするときは、あらかじめ当該市道等占用許可に係る場所を管轄する警察署長と協議するものとする。

（市道等占用許可の更新の基準等）

第10条 市長は、申請者のうち現に受けている市道等占用許可の期間の満了後も引き続き当該市道等占用許可を受けた場所において市道等占用許可を受けようとする者（以下この項において「更新申請者」という。）の申請の内容が道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合するときに限り、市道等占用許可を与えるものとする。

(1) 更新申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 前条第1項第1号ア又はイに掲げる者

イ 現に受けている市道等占用許可の期間内に、関係法令等の規定又はこれらの規定による許可に附した条件に違反したことにより、2回以上第17条第2項の警告書による指導を受け、又は第19条の規定により市道等占用許可の効力を停止されたにもかかわらず、是正のための措置を行わなかった者

(2) 更新申請者が第15条第2号の規定により休止の届出をした屋台業者である場合にあつては、規則で定める基準に適合する者であること。

(3) 引き続き市道等占用許可を受けようとする場所が、前条第1項第3号ア及びイのいずれにも適合すること。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による市道等占用許可について準用する。

（市道等占用許可の条件）

第11条 市長は、市道等占用許可を与えるときは、道路法第87条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、屋台の規格、占用時間その他道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するために必要な条件を附するものとする。

2 市道等占用許可の期間は、1年以内で市長が定める。

（道路占用許可書等）

第12条 市長は、市道等占用許可を与えるときは、申請者に対し、規則で定めるところにより、道路占用許可書及び道路占用許可証を交付するものとする。

2 市道等占用許可を受けた者（以下「市道等許可占有者」という。）は、屋台営業を行うに当たっては、前項の道路占用許可書を携帯し、及び同項の道路

占用許可証を屋台の見やすい場所に掲示しなければならない。

(市道等許可占有者による屋台営業等)

第13条 市道等における屋台営業は、市道等許可占有者が、自ら行わなければならない。

- 2 市道等許可占有者は、市道等占用許可に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(占用料の納入)

第14条 市道等許可占有者は、福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の規定に従い占用料を納入しなければならない。

(変更又は廃止等の届出)

第15条 市道等許可占有者は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条に規定する申請書又は書類の内容に変更があるとき。
- (2) 屋台営業を1月以上の期間にわたり休止するとき。
- (3) 屋台営業を廃止するとき。

第3節 公園における屋台営業

第16条 前節（第9条第1項第3号ア及びイ並びに第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定は、公園における屋台営業について準用する。この場合において、第8条、第9条第1項、第10条第1項並びに第11条第1項及び第2項中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と、同項中「1年」とあるのは「6月」と、第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

第3章 是正措置等

第1節 指導及び公表

(指導)

第17条 市長は、屋台営業者等が関係法令等の規定又はこれらの規定による許可に附した条件に違反していると認める場合は、当該屋台営業者等に対し、違反行為の態様、違反の程度、過去の指導状況等に応じて、口頭又は文書により指導を行うものとする。

- 2 前項の場合において、市道等占用許可又は公園占用等許可に係る指導については、規則で定めるところにより、口頭、注意書又は警告書により行うものとする。

(公表)

第18条 市長は、屋台営業者等に係る関係法令等の規定及びこれらの規定による許可に附した条件並びに第5条第1項に規定する事項の遵守状況について、規則で定めるところにより、屋台営業者ごとに公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、屋台営業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該屋台営業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該屋台営業者の所在が不明で通知することができないときは、この限りでない。

第2節 市道等における屋台に対する措置

(市道等占用許可の効力の停止)

第19条 市長は、市道等許可占有者が次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、当該市道等許可占有者に係る市道等占用許可の効力を停止するものとする。

- (1) 第17条第2項の警告書による指導を受けた日から6月以内に再び同項の警告書による指導を受けた場合
- (2) 道路使用許可の効力を停止された場合

(市道等占用許可の取消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、市道等許可占有者に係る市道等占用許可を取り消すものとする。

- (1) 市道等許可占有者が、次のいずれかに該当した場合
 - ア 前条の規定により市道等占用許可の効力を停止された日から6月以内に再び同条各号のいずれかに該当したとき。
 - イ 第9条第1項第1号ア及びイに掲げる者のいずれかに該当したとき。
 - ウ 第13条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - エ 道路使用許可又は飲食店営業許可を取り消されたとき。
- (2) 市道等占用許可を受けた場所が、第9条第1項第3号(ウを除く。)に掲げる基準に適合しなくなった場合

(警察署長からの意見聴取)

第21条 市長は、第19条の規定により市道等占用許可の効力を停止し、又は前条の規定により市道等占用許可を取り消そうとする場合には、あらかじめ当該市道等許可占有者に係る道路使用許可をした警察署長から意見を聴取するものとする。

(市道等に関する工事等による屋台の移転等)

第22条 市長は、屋台が市道等に関する工事の支障になると認める場合は、道路法第71条第2項の規定に基づき、市道等許可占有者に対し、当該屋台の移転を命じるものとする。

- 2 市長は、第9条第1項の規定にかかわらず、前項（第24条において準用する場合を含む。）の規定による命令により屋台を移転するために市道等占用許可を受けようとする者又は同項の工事の終了後に移転前の場所において市道等占用許可を受けようとする者の申請の内容が、道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であって、第9条第1項第1号及び第3号（ウを除く。）に掲げる基準に適合するときは、市道等占用許可を与えることができる。
- 3 第9条第2項の規定は、前項の規定による市道等占用許可について準用する。
- 4 屋台営業者等は、第1項の規定による命令による屋台の移転に関して、当該移転に係る費用及び損失の補償を求めることはできない。

（除却命令）

第23条 市長は、屋台営業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、屋台の除却を命じるものとする。

- (1) 市道等占用許可を受けることなく屋台営業を行うため、市道等を占用しているとき。
- (2) 前条第1項の規定による命令に従わなかったとき。

第3節 公園における屋台に対する措置

第24条 前節（第19条第2号、第20条第2号、第21条及び第22条第3項を除く。）の規定は、公園における屋台に対する措置について準用する。この場合において、第19条、第20条、第22条第2項及び第23条第1号中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

第4章 屋台営業候補者の公募，決定等

（屋台営業候補者の公募）

- 第25条 市長は、市道等又は公園における屋台営業が、まちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮することができると思われるときは、場所を指定して、当該場所において市道等占用許可又は公園占用等許可を受けすることができる者（法人を除く。以下「屋台営業候補者」という。）の公募を行うことができる。
- 2 市長は、前項の規定により指定しようとする場所が市道等であるときは、あらかじめ当該場所を管轄する警察署長と協議するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による場所の指定に当たっては、福岡市屋台選定委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、屋台営業候補者の公募に関し必要な事項は、規則で定める。

(屋台営業候補者の決定等)

- 第26条 福岡市屋台選定委員会は、市長が前条第1項の規定による公募を行った場合は、規則で定める基準に基づき、当該公募に応募した者のうちから屋台営業候補者として適当と認める者の選定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により選定された者のうちから屋台営業候補者を決定するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、その旨を当該屋台営業候補者に通知しなければならない。

(公募屋台営業者に係る市道等占用許可等の通算期間等)

- 第27条 屋台営業候補者として市道等占用許可又は公園占用等許可を受けた者(以下「公募屋台営業者」という。)が第9条第1項及び第10条第1項(第16条において準用する場合を含む。)並びに第22条第2項(第24条において準用する場合を含む。)の規定により受けることができる市道等占用許可又は公園占用等許可の期間を通算した期間(以下「通算期間」という。)は、3年を限度とする。ただし、市長は、2回に限り通算期間の延長を行うことができる。
- 2 前項ただし書の規定による通算期間の延長(以下単に「通算期間の延長」という。)を受けようとする公募屋台営業者は、規則で定めるところにより、その都度市長に通算期間の延長を申請しなければならない。
 - 3 市長は、通算期間の延長を申請した公募屋台営業者について、営業状況が良好で、屋台の効用を十分に発揮し、市の魅力を高めている者であって通算期間の延長を行うことが適当であると福岡市屋台選定委員会が認定したときに限り、通算期間の延長を行うものとする。
 - 4 通算期間の延長は、1回目にあつては2年以内、2回目にあつては5年以内の期間で行うことができる。

(福岡市屋台選定委員会)

- 第28条 市長の附属機関として、福岡市屋台選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属せられた事務のほか、市長が必要と認める事務を行う。
 - 3 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市議会議員
 - (4) 次条第1項に規定する屋台営業者団体の代表者
 - 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
 - 5 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 屋台営業に関するその他の事項

(屋台営業者団体)

- 第29条 屋台営業者により構成された団体（市長が指定するものに限る。以下「屋台営業者団体」という。）は、当該屋台営業者団体に加入する屋台営業者相互の協力により、屋台営業者等が関係法令等を遵守し適正な屋台営業を行い、及び市の施策に協力し屋台の効用を高めるよう努めなければならない。
- 2 市長は、屋台営業者団体が、屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他公益に資する活動を行った場合は、当該活動について当該屋台営業者団体に加入する屋台営業者が行ったものとみなすことができる。

(屋台営業者団体に対する支援)

- 第30条 市長は、屋台営業者団体が行う屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他公益に資する活動について、必要な支援をすることができる。

(講習会)

- 第31条 市長は、屋台営業者等に対し、屋台営業に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会を開催するものとする。
- 2 市長は、第26条第2項の規定により屋台営業候補者を決定したときは、当該屋台営業候補者に対し、講習会を開催するものとする。
- 3 屋台営業者等及び屋台営業候補者は、第1項又は前項の講習会を受講しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の講習会を受講した者に対し、講習会を受講したことを証するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境整備)

- 第32条 市は、屋台の効用を高め、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、屋台営業者の応分の負担のもと、水道、下水道その他必要と認める屋台営業のための環境の整備を行うものとする。

第6章 雑則

(営業状況の報告)

- 第33条 公募屋台営業者は、規則で定めるところにより、市長に毎年の屋台の営業状況を報告しなければならない。

(立入調査)

- 第34条 市長は、この条例に定める施策及び措置を実施するため必要があると認めるときは、職員に屋台に立ち入り、営業状況、設備等を調査させ、関係人に質問させ、又は必要な指導をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、当該立入調査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提

示しなければならない。

(国との連携)

第35条 市長は、道路法第3条第2号に規定する一般国道のうち国土交通大臣が管理するものにおける屋台営業について、第1条の目的に沿った指導監督及び措置がなされるよう、国との連携に努めるものとする。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、第9条第1項第2号イ、第3号ウ(イ)及び第4号(第2号イに該当する者に係る部分に限る。)、第4章、第31条第2項並びに第3項及び第4項(屋台営業候補者に係る部分に限る。)並びに第33条並びに附則第9項の規定は、規則で定める日から施行する。

(再配置対象屋台営業者に係る経過措置等)

- 2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、現営業者のうち第9条第1項第3号(ウを除く。)に掲げる基準に適合しない場所において屋台営業を行っている者(以下「再配置対象屋台営業者」という。)がいる場合は、当該再配置対象屋台営業者に対し当該基準に適合する場所に屋台の移転を命じる措置その他当該基準に適合させるために必要な措置(以下「再配置措置」という。)を行うものとする。
- 3 市長は、再配置措置を行うに当たっては、屋台を移転する場所又は現に屋台営業を行っている場所の地域住民、再配置措置を行おうとする再配置対象屋台営業者、屋台営業者団体その他の関係者の合意の形成に努めるものとする。
- 4 市長は、再配置措置を行おうとするときは、あらかじめ屋台を移転する場所(市道等に限る。)又は現に屋台営業を行っている場所を管轄する警察署長と協議するものとする。
- 5 市長は、再配置対象屋台営業者に対し屋台の移転を命じる場合は、屋台の移転の期限及び当該移転のために必要な手続等を当該期限の1月前までに通知するものとする。
- 6 市長は、第9条第1項(第16条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、再配置措置により屋台を移転する場所において市道等占用許可又は公園占用等許可を受けようとする者の申請の内容が、道路法第33条第1項に規定する場合又は都市公園法第7条及び福岡市公園条例第4条第4項に規定する場合に該当する場合であって、第9条第1項第1号及び第3号(ウを除く。)に掲げる基準(公園占用等許可の場合にあっては、同項第1号に掲げ

る基準)に適合するときは、市道等占用許可又は公園占用等許可を与えることができる。

- 7 市長は、第10条第1項の規定にかかわらず、再配置措置までの間に再配置対象屋台営業者が屋台営業を行っている場所に係る市道等占用許可の申請をしたときは、その申請の内容が道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であって、第10条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに限り、市道等占用許可を与えることができる。
 - (1) 当該再配置対象屋台営業者が再配置措置に同意したとき。
 - (2) その他市長がやむを得ない事由があると認めるとき。
- 8 市長は、第5項の期限までに屋台を移転しない再配置対象屋台営業者については、道路法第71条第1項の規定に基づき、市道等占用許可を取り消すものとする。
- 9 第25条第1項の規定による公募は、再配置措置に係る附則第2項に規定する基準に適合しない場所においては行わないものとする。

(施行日前における公園の占用の許可)

- 10 市長は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、屋台営業を行うための福岡市公園条例第4条第1項又は第3項の規定による公園における行為の許可を受けている屋台営業者が、屋台営業を行っている場所に係る屋台営業を行うための都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による公園の占用の許可の申請をしたときは、その申請の内容が同法第7条に規定する場合に該当する場合であって、第9条第1項第1号に掲げる基準に適合するときは、この条例の規定の例により施行日以後の当該占用の許可(福岡市公園条例の一部を改正する条例(平成25年福岡市条例第49号)による改正後の福岡市公園条例第17条の2に規定する屋台に係るものに限る。)を与えることができる。

(検討)

- 11 市は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。